

<h1>静岡市報</h1>	No. 83
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市公文書等の管理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・ 29
- 静岡市行政手続条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 43
- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 51
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 55
- 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 静岡市体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 92
- 静岡市博物館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 静岡市立こども園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 97
- 静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

○静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	99
○静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	101
○静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例.....	102
○静岡市斎場条例の一部を改正する条例.....	103
○静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例.....	104
○静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例.....	105
○静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例.....	106
○静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例.....	107
○静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一 部を改正する条例.....	108
○静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例.....	110
○静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例.....	115
○静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	116
○静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例.....	117
○静岡市水防団条例の一部を改正する条例.....	119
○静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例.....	120
○静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	121
○静岡市下水道条例の一部を改正する条例.....	123
○静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例.....	124
○静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例.....	125
○静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例.....	126
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	127
○静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	128
○静岡市税条例の一部を改正する条例.....	132
○静岡市手数料条例の一部を改正する条例.....	134
<b>規 則</b>	
○静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則を廃止する規則.....	136
○静岡市契約規則の一部を改正する規則.....	137
○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	138

○静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則	139
○静岡市坐漁荘記念館の管理に関する規則の一部を改正する規則	140
○静岡市外国人障害者福祉手当規則を廃止する規則	141
○静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	142
○静岡市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	143
○静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	144
○静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	145
○静岡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則	146
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	148
○静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	149
○静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	150
○静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	151
○静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部を改正する規則	153
○静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則	156
○静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則	159
○静岡市看護専門学校学則の一部を改正する規則	166
○静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則	171
○静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則	174
○静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	176
○静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則を廃止する規則	179
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	180
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	183
○静岡市清水港海づり公園条例施行規則	189
○静岡市災害救助法等施行細則	192
○静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	197
○静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則	199
○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則	200
○静岡市高山・市民の森学習展示施設の管理に関する規則を廃止する規則	201
○静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則	202

○静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	203
○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	212
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	213
○静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	236
○静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	239
○静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	249
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	252
○静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	254
○静岡市物品管理規則の一部を改正する規則	264
○静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則	266
○静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	271
○静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	286
○静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則を廃止する規則	287
○静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則	288
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	291
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	292
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	309
○静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	312
○静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	313
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	318
○静岡市財産管理規則の一部を改正する規則	320
○静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	322
○静岡ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則	323
○静岡市都市公園条例施行規則及び静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部を改正する規則	329
○静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	333
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	334
○静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則	345
○静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則	346

**人事委員会規則**

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 350
- 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 357
- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・ 358
- 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 359
- 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 360
- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 362
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 363

**教育委員会規則**

- 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に  
関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
- 静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 366
- 静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 367
- 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 369
- 静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 371
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する  
規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 372
- 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規  
則・・・・・・・・・・・・・・・・ 374

**議会規則**

- 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 376

**上下水道局管理規程**

- 静岡市公共下水道の構造等の基準を定める条例施行規程の一部を改正する規程・・・・ 381
- 静岡市企業職員の給与の額、減額及び支給方法等に関する規程・・・・・・・・ 382
- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 383
- 静岡市企業職員の初任給調整手当に関する規程・・・・・・・・・・ 384
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・ 385

**訓 令**

- 静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館に勤務する職員の週休日の特例に関  
する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
- 静岡市警備員服務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 393

- 静岡市表彰審査委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・394
- 静岡市公文書管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・395
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・396
- 静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
- 静岡市経営会議規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・398
- 静岡市車両管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・399
- 静岡市観光交流文化局歴史文化課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・400
- 静岡市環境局廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正・・・・401
- 静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・402
- 静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・405
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・406
- 静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・410
- 静岡市物品調達業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・411
- 静岡市内部統制の実施に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・413

#### 消防本部訓令

- 静岡市消防航空隊規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・418
- 静岡市消防局救助業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・420
- 静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・421
- 静岡市火薬類取締事務処理規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・422
- 静岡市高圧ガス保安事務処理規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・423
- 静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務処理規程の廃止・・424
- 静岡市火災予防査察等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・425
- 静岡市火災予防等違反処理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・428
- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・431

#### 告 示

- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・437
- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・438

#### 葬区告示

- 静岡市葬区地価公示台帳の閲覧に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・442

**選挙管理委員会告示**

- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・444

**議会告示**

- 静岡市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程・・・・・・・・・・・・・・446
  - 静岡市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程・・・・・・・・・・・・450
  - 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・453
-

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市公文書等の管理に関する条例（令和8年静岡市条例第11号）

適正な公文書の管理について定めるとともに、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け又は検証するうえで重要な公文書等に対する利用請求権を付与するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年静岡市条例第12号）

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営について基準を定めるため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市行政手続条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第13号）

条例等に基づく不利益処分をしようとする場合に、インターネットなどを利用して、公示の方法による聴聞の通知をすることができるようにするとともに、意見公募手続を廃止するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第14号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の関係省令等の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる事務について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第15号）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費の支払について国政選挙と同額に引き上げるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第16号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第17号）

休暇制度の見直しに伴い、新たな子育て支援時間制度を設けるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第18号）

給与制度の見直しに伴い、新たに初任給調整手当等を設けるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第19号）

令和8年度の組織機構改編等に伴い、検診・検査等業務手当の支給対象職員の勤務先に区役所を加え、保健福祉センターを保健センターに改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第20号）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費制度の見直しを実施するため、旅費の支給対象を改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第21号）

放課後児童健全育成事業の見直し及び建築基準法等の一部改正に伴い、各手数料について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第22号）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に子ども・子育て支援金賦課額を設けるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第23号）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を設けるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第24号）

施設改修による休館に伴い、休館期間中の特別観覧の許可等について市長が行うことができるよう改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市体育館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第25号）

指定管理者制度により管理している体育館の管理形態の見直しに伴い、静岡市蒲原体育館を市直営体育館に改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第26号）

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設のうち、テニスコート部分の夜間照明施設撤去に伴い、所要の改正を

することとした。

---

◇ 静岡市博物館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第27号）

静岡市歴史博物館等の博物館登録に伴い、静岡市博物館条例を静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銚介美術館条例に改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第28号）

静岡市地域福祉交流プラザの事業を見直すとともに、指定管理者による管理を廃止するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立こども園条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第29号）

静岡市立蒲原西部こども園及び静岡市立由比こども園の廃園に伴い、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第30号）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に関する報告等を過料の対象に加えるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第31号）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、設備及び職員の基準の特例を設けるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第32号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の職員の資格等にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第33号）

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第34号）

静岡市沼上資源循環学習プラザの休館日に土曜日及び祝日を加えるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市斎場条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第35号）

静岡市庵原斎場の開場時間を短縮するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第36号）

静岡県環境影響評価条例に基づいて意見を求められた場合は、静岡市環境影響評価審査会に諮問することに改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第37号）

一般世帯の人数割額の単位及び使用料を改定するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第38号）

地上駐車場の有料化に伴い、使用料を規定するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第39号）

駐車場法施行令の一部改正に伴い、特定用途及び特定部分を定義する規定において、共同住宅を除外する規定を設けるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第40号）

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場を廃止するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第41号）

静岡市の自家用有償旅客運送の運賃体系を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第42号）

航空法施行規則の一部改正に伴い、構内営業の許可に係る規定を設けるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第43号）

牧之原市及び吉田町の消防体制を見直し、牧之原消防署と吉田消防署の管轄区域を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第44号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償基礎額を改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市水防団条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第45号）

活動実態に合わせた定員に改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第46号）

給与制度の見直しに伴い、新たに初任給調整手当を設けるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第47号）

基本料金及び従量料金を改定するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市下水道条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第48号）

基本使用料及び従量使用料を改定するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例（令和8年静岡市条例第49号）

静岡市交通安全対策会議を廃止するため、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例（令和8年静岡市条例第50号）

交通遺児等福祉手当を廃止するため、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例（令和8年静岡市条例第51号）

精神障害者地域生活支援センターを廃止するため、本条例を廃止することとした。

---

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例

## 第52号)

へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地手当に係る地域手当分の減額調整を廃止するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第53号）

オンライン方式によって委員会を開会することができるよう改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第54号）

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第55号）

地方税法等の一部改正により軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、文言の整理をするため、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市条例第11号

### 静岡市公文書等の管理に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の管理（第5条—第13条）
- 第3章 特定重要公文書の保存、利用等（第14条—第30条）
- 第4章 静岡市公文書等管理審査会（第31条—第42条）
- 第5章 雑則（第43条—第48条）
- 第6章 罰則（第49条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、特定重要公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同

じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定重要公文書

(3) 市立図書館（静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）第2条第1項に規定する図書館及び同条第2項に規定する分館をいう。）、市が設置する博物館等において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前2号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「重要公文書」とは、市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け又は検証する上で重要な公文書その他の文書であって規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特定重要公文書」とは、重要公文書のうち、第9条第1項又は第5項の規定により市長に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定重要公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（実施機関の職員の責務）

第4条 実施機関の職員は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の定めるところに従い、その作成、整理、保存等を行わなければならない。

## 第2章 公文書の管理

（作成）

第5条 実施機関の職員は、第1条に規定する目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、規則で定める事項について、文書を作成しなければならない。

（公文書の整理等）

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で

管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

- 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間（この項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）及び保存期間の満了する日（この項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間の満了する日。以下同じ。）を、規則で定めるところにより、延長することができる。
- 5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、重要公文書に該当するものにあつては市長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第7条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（公文書ファイル管理簿の作成及び公表）

第8条 実施機関は、公文書ファイルの管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存場所その他の必要な事項（静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を記載した管理簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）を作成しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

- 2 実施機関は、公文書ファイル管理簿を公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第9条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定に

よる定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る公文書ファイル等に係る公文書が重要公文書に該当するか否かについて、静岡市公文書等管理審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、前項の意見を勘案し、第2項の報告に係る公文書ファイル等に係る公文書が重要公文書に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、市長への移管の措置をとるように求めることができる。
- 5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該公文書ファイル等について、市長に移管しなければならない。
- 6 実施機関は、第1項又は前項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、規則で定めるところにより、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の点検)

第10条 実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況を点検し、必要な措置を講じなければならない。

(管理状況の報告等)

第11条 実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況について市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第12条 実施機関は、規則で定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(公文書管理規程)

第13条 実施機関は、公文書の管理が第5条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する規程（以下「公文書管理規程」という。）を制定しなければならない。

- 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項

- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の点検に関する事項
- (7) 管理状況の報告に関する事項
- (8) 管理体制の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

### 第3章 特定重要公文書の保存、利用等

#### (特定重要公文書の保存等)

第14条 市長は、特定重要公文書について、第25条の規定により廃棄される場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 市長は、特定重要公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 市長は、特定重要公文書に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第17条において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、特定重要公文書の適切な保存及び利用に資するため、規則で定めるところにより、特定重要公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期その他必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

#### (特定重要公文書の利用の請求)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

- 2 利用請求をしようとする者は、市長に対して、次の事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を提出しなければならない。
  - (1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - (2) 利用請求に係る前条第4項の目録に記載された特定重要公文書の名称
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 何人も、利用請求の権利を濫用してはならない。

5 市長は、前項の利用請求の権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下するものとする。

(特定重要公文書の利用請求の取扱い)

第16条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 静岡市情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
- イ 静岡市情報公開条例第7条第2号に掲げる情報
- ウ 静岡市情報公開条例第7条第3号に掲げる情報
- エ 静岡市情報公開条例第7条第5号ア又はオに掲げる情報
- オ 静岡市情報公開条例第7条第6号に掲げる情報

(2) 当該特定重要公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定重要公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定重要公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定重要公文書に第9条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからオまでに規定する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第17条 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）から当該情報が記録されている特定重要公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定重要公文書につき同号アに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(特定重要公文書の利用請求に対する決定)

第18条 市長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部又は一部の利用の決定をしたときは、

利用請求者に対し、その旨（一部の利用の決定をした場合にあっては、その旨及びその理由）並びに利用させる日時及び場所その他利用に必要な事項を書面で通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させない決定をしたときは、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する一部の利用の決定又は前項に規定する全部を利用させない決定をした場合において、当該特定重要公文書が期間の経過により利用させることができるようになることが明らかであるときは、その旨を前2項の書面に付記しなければならない。

（利用決定等の期限）

第19条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日（静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項の市の休日及び同日以外の日の午後5時15分より後に利用請求がなされた場合にあっては、翌開庁日をいう。）から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求に係る特定重要公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定重要公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定重要公文書については相当の期間内に利用決定等をするに足りる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項を適用する旨及びその理由

（2）残りの特定重要公文書について利用決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第20条 利用請求に係る特定重要公文書に国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提

出する機会を与えることができる。

- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定重要公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が静岡市情報公開条例第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、特定重要公文書であって第16条第1項第1号ウに該当するものとして第9条第6項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定重要公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、市長は、利用決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（特定重要公文書の利用の方法）

第21条 市長が特定重要公文書を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 市長は、前項の規定による閲覧の方法により特定重要公文書を利用させる場合において、当該特定重要公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第22条 この条例の規定による特定重要公文書の利用に係る手数料は、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の規定にかかわらず、無料とする。

- 2 この条例の規定による特定重要公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。
- 3 この条例の規定により特定重要公文書（電磁的記録に限る。）を利用する者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

(利用の促進)

第23条 市長は、特定重要公文書（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第24条 特定重要公文書を移管した実施機関が市長に対してその所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定重要公文書について利用請求をした場合には、第16条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

(特定重要公文書の廃棄)

第25条 市長は、特定重要公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により当該文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、静岡市公文書等管理審査会の意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第26条 市長は、特定重要公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第27条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問)

第28条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長は、速やかに、静岡市公文書等管理審査会に諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定重要公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定重要公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第29条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る特定重要公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第30条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定重要公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 静岡市公文書等管理審査会

（設置）

第31条 第28条第1項の諮問に応じ調査審議するため、静岡市公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条第3項又は第25条第2項の意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、市長に意見を述べること。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、公文書の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の会長）

第32条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長は、審査会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第33条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第34条 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定重要公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定重要公文書の公開を求めることができない。

2 市長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定重要公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第35条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第36条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第37条 審査会は、第34条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報

処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続等の非公開)

第38条 第28条第1項の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第39条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(資料の提出等の求め)

第40条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係する実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査会の庶務)

第41条 審査会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(市規則への委任)

第42条 この章に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(出資法人の文書の管理)

第43条 実施機関は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるものであつて、その所管に属するものの保有する文書がこの条例の趣旨にのっ

とり、適正に管理されるよう、当該法人に対し必要な指導等の実施に努めるものとする。

(指定管理者の文書の管理)

第44条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて、本市が指定するものをいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設（同法第244条第1項の公の施設をいう。）の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の文書が適正に管理されるよう、指定管理者に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。

(職員に対する研修)

第45条 市長は、実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 実施機関の長は、当該実施機関の職員が前項の研修を受講するために必要な措置を講じなければならない。

(組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置)

第46条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われることに伴いその管理する公文書等が実施機関以外の者の管理に属することとなる場合は、当該実施機関以外の者においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(電子化の推進)

第47条 実施機関の長は、第1条に規定する目的の達成に資するため、公文書等の電子化の推進に努めなければならない。

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

第49条 第31条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第31条から第33条まで、第40条及び第41条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置の規則への委任)

- 2 令和9年4月1日までに実施機関が作成し、同日において現に保有している公文書の取扱いについては、規則で定める。

静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市条例第12号

### 静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

#### 第3章 雑則（第33条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申

込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書

による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じな

ければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支

援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に

報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第13号

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「意見公募手続等」を「規則等を定める場合の一般原則」に改める。

第1条第1項中「並びに規則等を定める手続」を削り、「、共通する事項」を「共通する事項並びに規則等を定める場合の一般原則」に改め、同条第2項中「手続に」を「場合の一般原則に」に改める。

第2条第9号ア中「(以下これらを「規則」という。)」及び「(以下「告示」という。)」を削り、同号イ中「法令審査基準（」及び「をいう。以下同じ。)」を削り、同号ウ中「法令処分基準（」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第2項を削る。

第15条第3項中「、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「第1項」とあるのは「第22条第2項本文」と、同条第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第15条第1項第3号及び第4号」と、「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第29条前段中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「並びに」とあるのは「及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第6章の章名を次のように改める。

#### 第6章 規則等を定める場合の一般原則

第36条第1項中「規則等制定機関」を「規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）」に改める。

第37条から第42条までを次のように改める。

第37条から第42条まで 削除

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条、第16条、第22条及び第29条の改正規定は、同年5月21日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項、第16条第1項、第22条第3項並びに第29条の規定（他の条例において準用する場合を含む。）は、前項ただし書に定める日以後にする通知等について適用し、同日前にした通知等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 規則等制定機関は、附則第1項本文に定める日（以下「施行日」という。）の前日までに、

この条例による改正前の静岡市行政手続条例（以下「改正前の条例」という。）第37条第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施した場合であって、その意見公募手続に関し改正前の条例第41条第1項又は第4項の規定による公示をしていないときは、施行日以後これらの規定の例により公示をしなければならない。

- 4 規則等制定機関は、施行日の前日までに、改正前の条例第37条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合であって、その規則等に関し改正前の条例第41条第5項の規定による公示をしていないときは、施行日以後同項の規定の例により公示をしなければならない。

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波喬司

#### 静岡市条例第14号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表中

「

<p>1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（第3条第1号の外国人に係る生活保護に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
---	---

を

<p>関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
---	--

」

「

<p>1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
---	--

に、

」

「

<p>2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務で</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」とい</p>

あつて規則で定めるもの	う。)であつて規則で定めるもの	を
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であつて規則で定めるもの	

「

2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	に、
	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	

」

」

「

3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定	

を

	疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

「

3 生活保護法による 保護の決定及び実施、 就労自立給付金の支給若しくは進学・就職 準備給付金の支給、被 保護者健康管理支援 事業の実施、保護に要 する費用の返還又は 徴収金の徴収に関す る事務に準ずる生活 に困窮する外国人に	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの

に、

係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	
--------------------------	--

」

「

4 中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの	
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	

を

」

「

4 中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの	
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第15号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「41万9,000円と5円62銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第16号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 19人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,121人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,373人

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 消防職員 1,058人
- (9) 企業職員 323人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第17号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援時間」に改め、同条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の4の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第17条 子育て支援時間は、職員が次に掲げる子の養育をするため、公務の運営に支障がない範囲で、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（1）満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 前項の規定による子育て支援時間の請求をしようとする職員は、1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て支援時間を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

（1）1日につき2時間を超えない範囲内

（2）1年につき市規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、市規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による休暇の請求をすることができる。
- 5 第16条の2第3項の規定は、子育て支援時間について準用する。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律第5条及び第16条は、子育て支援時間について準用する。この場合において、「条例」とあるのは、「規則」と読み替える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）
- 2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第3項第3号中「第19条」を「第20条」に改める。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第18号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職にあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職にあつては採用の日から5年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので市規則で定めるもの 月額31万800円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので市規則で定めるもの 月額3万円
- (3) 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもの(前2号に掲げるものを除く。)で市規則で定めるもの 月額1万円

第18条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)」の「)」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第19号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削り、同条第4項を削る。

第5条第2項中「検診・検査等業務手当は」の次に「、区役所」を加え、「保健福祉センター」を「保健センター」に改める。

別表中

「

国民健康保険等業務手当	日額800円の範囲内で市規則で定める額	を
市営住宅管理業務手当	日額 400円	

」

「

国民健康保険等業務手当	日額800円の範囲内で市規則で定める額	に
-------------	---------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項の規定は、令和8年5月7日から施行する。

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第20号

##### 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第3号中「勤務場所」の次に「(常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第6号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他市規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、本市と旅行役務提供契約(旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子又はその遺族」を加え、同項第1号中「(免職を含む。)」を「、免職」に改め、同項第4号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にそ

の居住地を出発して帰住（赴任前の居住地に旅行する場合に限る。）したときには、当該遺族

第3条第2項に次の2号を加える。

(6) 職員が出張又は赴任のため外国旅行中に死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 出張又は赴任のため外国旅行中の職員の配偶者又は子が市規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第3条第3項中「市規則の定めるところにより」を削り、同条第4項中「第1号、第3号及び第4号」を「各号」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「」され」を「」を受け」に、「において」を「その他市規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項から第3項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項から第3項までの規定中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第4項本文中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「これを変更」を「その変更を」に、「記載し、これを当該旅行者に提示」を「記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知」に改め、同項ただし書中「し、これを提示」を「又は記録をし、これを通知」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「任命権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をし、これを通知しなかった」に改め、「場合には、」の次に「できるだけ」を加え、「を記載し、これを当該旅行者に提示」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知」に改める。

第5条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「した後、」の次に「できるだけ」を加え、「任命権者」を「旅行命令権者」に改める。

第6条を削る。

第7条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に

要する実費を弁償するためのものとして市規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「とする者」を「とするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)」を「市長」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条第3項中「支払担当者」を「市長」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第11条を第7条とする。

第2章及び第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第35条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第9条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第36条を削る。

第37条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手

続その他この条例」を加え、同条を第10条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

(静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「並びに静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

別表中「静岡市職員等の旅費に関する条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

(静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定めるところによる」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の規定による6級の職務にある者に支給する旅費相当額とする」

に改める。

別表を削る。

(静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 6 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第7条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「及び静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

(静岡市水防団条例の一部改正)

- 7 静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第14条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第15条中「静岡市職員等の旅費に関する条例」の次に「並びに静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

(静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第4条中「種類」を「種目」に、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号。以下「旅費条例」という。）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第5条中「旅費条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

(静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第309号）の一部を次のように改正する。

第4条中「種類」を「種目」に、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号。以下「旅費条例」という。）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第5条中「旅費条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第21号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

放課後児童健全育成事業	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用 のみ場合は、2,600円)
	8月	児童1人につき 12,000円
	3月	児童1人につき 10,000円

を

」

「

放課後児童健全育成事業	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 9,000円 (7月における21日以後の利用 のみ場合は、3,000円)
	8月	児童1人につき 16,000円
	3月	児童1人につき 13,000円

に

」

改める。

別表第4中

「

病院開設許可申請	1件につき 41,000円
----------	---------------

診療所開設許可申請	1件につき 18,000円
病院検査	1件につき 43,000円 (実地検査を伴わない場合は22,000円)
助産所開設許可申請	1件につき 11,000円
診療所検査	1件につき 22,000円 (実地検査を伴わない場合は11,000円)
助産所検査	1件につき 16,000円 (実地検査を行わない場合は8,000円)
受胎調節実地指導員指定証の交付	1件につき 4,000円
受胎調節実地指導員標識の交付	1件につき 3,100円
受胎調節実地指導員指定証の訂正	1件につき 2,400円
受胎調節実地指導員指定証の再交付	1件につき 2,800円
受胎調節実地指導員標識の再交付	1件につき 2,500円
死体保存許可申請	1件につき 3,400円
衛生検査所登録申請	1件につき 80,000円 (変更の場合は61,000円)
衛生検査所登録証明書の書換え	1件につき 8,200円
衛生検査所登録証明書の再交付	1件につき 8,200円
薬局開設許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)

を

病院開設許可申請	1件につき 41,600円
診療所開設許可申請	1件につき 18,600円
病院検査	1件につき 44,500円 (実地検査を伴わない場合は22,300円)

助産所開設許可申請	1件につき 11,200円
診療所検査	1件につき 22,300円 (実地検査を伴わない場合は11,200円)
助産所検査	1件につき 16,400円 (実地検査を行わない場合は8,200円)
受胎調節実地指導員指定証の交付	1件につき 3,800円
受胎調節実地指導員標識の交付	1件につき 3,000円
受胎調節実地指導員指定証の訂正	1件につき 2,200円
受胎調節実地指導員指定証の再交付	1件につき 2,500円
受胎調節実地指導員標識の再交付	1件につき 1,900円
死体保存許可申請	1件につき 3,500円
衛生検査所登録申請	1件につき 80,500円 (変更の場合は61,300円)
衛生検査所登録証明書の書換え	1件につき 8,300円
衛生検査所登録証明書の再交付	1件につき 8,300円
薬局開設許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)

に、

医薬品販売業許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)
------------	----------------------------------

を

医薬品販売業許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)
------------	----------------------------------

に、

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請	1件につき 7,500円
---------------------	--------------

を

	(更新の場合は4,000円)
--	----------------

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請	1件につき 7,600円 (更新の場合は4,100円)	に、
---------------------	--------------------------------	----

薬局製造販売医薬品の製造業許可申請	1件につき 11,000円 (更新の場合は5,600円)	を
-------------------	---------------------------------	---

薬局製造販売医薬品の製造業許可申請	1件につき 11,100円 (更新の場合は5,600円)	に、
-------------------	---------------------------------	----

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)	を
------------------------	----------------------------------	---

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)	に、
------------------------	----------------------------------	----

毒物劇物販売業登録申請	1件につき 14,700円 (更新の場合は6,400円)	を
毒物劇物販売業登録票の書換え	1件につき 2,400円	

毒物劇物販売業登録申請	1件につき 14,800円 (更新の場合は6,500円)	に、
-------------	---------------------------------	----

毒物劇物販売業登録票の書換え	1件につき 2,500円
----------------	--------------

建築物清掃業登録申請	1件につき 35,000円
建築物空気環境測定業登録申請	1件につき 35,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請	1件につき 35,000円
建築物飲料水水質検査業登録申請	1件につき 35,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請	1件につき 35,000円
建築物排水管清掃業登録申請	1件につき 35,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請	1件につき 35,000円
建築物環境衛生総合管理業登録申請	1件につき 45,000円
興行場営業許可申請	1件につき 22,000円
仮設興行場営業許可申請	1件につき 11,000円
理容所、美容所又はクリーニング所開設検査	1件につき 16,000円
旅館業許可申請	1件につき 22,000円
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
浴場業許可申請	1件につき 22,000円
温泉採取許可申請	1件につき 35,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1件につき 7,400円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1件につき 24,000円
温泉利用許可申請	1件につき 35,000円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
ふぐ営業所登録申請	1件につき 3,410円
ふぐ営業所登録済証の書換え	1件につき 2,240円
ふぐ営業所登録済証の再交付	1件につき 3,210円
飲食店営業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)

調理の機能を有する自動販売機による調理販売営業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

を

氷雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
液卵製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
麺類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

建築物清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物空気環境測定業登録申請	1件につき 35,500円
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物飲料水水質検査業登録申請	1件につき 35,500円
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物排水管清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請	1件につき 35,500円
建築物環境衛生総合管理業登録申請	1件につき 45,500円
興行場営業許可申請	1件につき 22,900円
仮設興行場営業許可申請	1件につき 11,300円

理容所又は美容所開設検査	1件につき 17,400円
クリーニング所開設検査	1件につき 16,600円
旅館業許可申請	1件につき 23,000円
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請	1件につき 7,600円
浴場業許可申請	1件につき 23,000円
温泉採取許可申請	1件につき 36,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,600円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1件につき 7,700円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1件につき 24,600円
温泉利用許可申請	1件につき 35,300円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,600円
ふぐ営業所登録申請	1件につき 3,500円
ふぐ営業所登録済証の書換え	1件につき 2,300円
ふぐ営業所登録済証の再交付	1件につき 3,300円
飲食店営業許可申請	1件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請	1件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

に、

特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
氷雪製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
液卵製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
酒類製造業許可申請	1件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)

納豆製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
麺類製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

」

「

冷凍食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
-------------	----------------------------------

を

」

「

冷凍食品製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
-------------	----------------------------------

に、

」

「

漬物製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
密封包装食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の小分け業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

を

」

「

漬物製造業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
密封包装食品製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

に、

食品の小分け業許可申請	1件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

」

「

死亡獣畜取扱場設置許可申請（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第8条において準用する場合を含む。）	1件につき 16,800円
化製場設置許可申請	1件につき 25,200円

を

」

「

死亡獣畜取扱場設置許可申請（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第8条において準用する場合を含む。）	1件につき 17,200円
化製場設置許可申請	1件につき 25,900円

に

」

改める。

別表第7中

「

建築物に関する確認申請又は計画通知（長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。）	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	28,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	38,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	96,000円

下同じ。)	一トル以下であるもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	360,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000円
	工作物を築造する場合	17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メー	244,000円

を

	トル以下であるもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
特定工程に係る	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
建築物に関する	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	52,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する	建築設備を設置する場合	26,000円
完了検査申請又は完了通知	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	68,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円

」

「

建築物に関する確認申請又は計画通知（長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。以下同じ。）	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	11,000円
		その他の場合	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	19,000円
		その他の場合	29,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,000円
		その他の場合	40,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		53,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		76,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		134,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		307,000円

	一トール以下であるもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		407,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		657,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合		18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		10,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合		9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合		6,000円
	工作物を築造する場合		17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,000円
		その他の場合	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	18,000円
		その他の場合	28,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,000円
		その他の場合	40,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		55,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		60,000円

	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		74,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		83,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		153,000円	に
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		281,000円	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		575,000円	
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	12,000円	
		その他の場合	18,000円	
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,000円	
		その他の場合	27,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	23,000円	
		その他の場合	38,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		53,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		58,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		71,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		78,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メ		143,000円	

	一ト以下であるもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		271,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		565,000円
建築設備等に関する完了検査申請又は完了通知	建築設備を設置する場合		26,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合		18,000円
	工作物を築造する場合		21,000円
建築物に関する中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,000円
		その他の場合	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,000円
		その他の場合	28,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	24,000円
		その他の場合	39,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		54,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		56,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		62,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		117,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		210,000円

	トル以下であるもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	414,000円

」

改め、同表中「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請」を「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率及び各部分の高さの特例許可申請」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第22号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（政令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条第2項中「又は」を「、」に改め、「介護納付金賦課額」の次に「又は子ども・子育て支援納付金賦課額」を加える。

第11条第1号中「100分の6.08」を「100分の6.73」に改め、同条第2号中「24,900円」を「29,400円」に改める。

第14条中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定についての準用）

第18条の3 第10条の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第18条の2」と、「被保険者」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課被保険者」と、「次条」とあるのは「第18条の4」と読み替えるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第18条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.28
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,700円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の5 第18条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第22条第1項中「若しくは第15条」を「、第15条の額若しくは第18条の2」に改め、「若しくは同条第3項各号」を「、同条第3項各号若しくは同条第4項各号」に改め、「第23条の3第1項(同条第3項)の次に「又は第4項」を加え、「第23条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第23条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「若しくは同条第2項各号(同条第3項又は第4項)」を「、同条第2項各号(同条第3項から第5項まで)に、「含む。」に定める額の算定」を「含む。」に定める額若しくは第23条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条」を「、第15条の額若しくは第18条の2」に、「若しくは同条第3項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第3項)」を「、同条第3項各号若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第3項及び第4項)に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「に定める額の」を「若しくは第23条の5に定める額の」に改める。

第23条第1項第1号中「並びに第3項」を「、第3項並びに第4項」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第4項中「前項第1号」を「第3項第1号」に改め、「10分の2を乗じて得た額」の次に「並びに前項第1号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額、同項第2号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額及び同項第3号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる世帯主に対して課する保険料のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第18条の5の額を超える場合は、第18条の5の額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯の世帯主 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料の賦課期日（当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯の世帯主であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の

5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料の賦課期日(当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯の世帯主であつて前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第23条の2第1項中「及び前条第1項」を「、第14条の2、第16条及び第18条の3並びに前条第1項、同条第2項において準用する同条第1項、同条第3項及び第4項」に改める。

第23条の3に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第18条の4」と、第2項第1号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4第1項中「政令第29条の7第5項第8号」を「政令第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、第9条」とあるのは「第14条の2において読み替えて準用する第9条」とを加え、「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「介護納付金賦課額」との次に「、第9条」とあるのは「第15条」とを加え、「66万円」を「67万円」

に改め、同条第9項中「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「及び前項」を「から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第18条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第10条」とあるのは「第18条の3」と、「第11条」とあるのは「第18条の4」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項及び第2項、第23条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項及び第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第31条の2中「被保険者均等割額」の次に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第23号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減額又は免除する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第18項中「に所得税法第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第21項から附則第23項までにおいて同じ。）」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 21 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において静岡市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において静岡市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により静岡市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第23項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第

1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得

金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第24号

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市東海道広重美術館条例（平成20年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第10条中「第12条第2項の」を「別表第2に定める」に、「指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」を「納付しなければ」に改める。

第12条第2項中「及び特別観覧に係る特別観覧料（以下これらを）」を「（以下）」に改め、同条第3項中「及び別表第2」を削る。

第16条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表第2中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、「の限度額」を削る。

第2条 静岡市東海道広重美術館条例の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条中「別表第2に定める」を「第12条第2項の」に、「納付しなければ」を「指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」に改める。

第12条第2項中「（以下）」を「及び特別観覧に係る特別観覧料（以下これらを）」に改め、同条第3項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第16条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）特別観覧の許可に関すること。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に、「特別観覧料」の次に「の限度額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和8年6月1日

(3) 第2条の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に定める日前から引き続いて同日以後の期間に係る特別観覧の許可を受けた者は、同日において、同期間に係る第1条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例第7条の許可を受けたものとみなす。この場合において、同条例第10条の規定は、当該許可を受けたものとみなされた者には適用しない。

3 附則第1項第3号に定める日前から引き続いて同日以後の期間に係る特別観覧の許可を受けた者は、同日において、同期間に係る第2条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例第7条の許可を受けたものとみなす。この場合において、同条例第10条の規定は、当該許可を受けたものとみなされた者には適用しない。

(施行前の準備)

4 附則第1項第2号に定める日以後の期間に係る第1条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例の規定による特別観覧の許可の手続、使用料の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

5 附則第1項第3号に定める日以後の期間に係る第2条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例の規定に基づく利用料金の設定、特別観覧の許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

静岡市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第25号

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「静岡市由比体育館に」を「静岡市蒲原体育館及び静岡市由比体育館（以下「市直営体育館」という。）に」に、「静岡市由比体育館以外」を「市直営体育館以外」に改める。

第5条第1項ただし書及び同条第3項並びに第6条第1項中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

第8条中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改め、「別表第1」の次に「及び別表第1の2」を加える。

第10条及び第10条の2中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

第16条第1項及び第2項中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改め、同条第3項中「別表第7」を「別表第6」に改める。

第18条第1項及び第2項及び第20条第1号から第3号までの規定中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第8条関係）

静岡市蒲原体育館の使用料

時間区分 利用区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
		生徒等及び70歳以上の者	2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
	その他の場合		15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

## 備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
  - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。
- 8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満

たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

- 10 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。
- 11 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 12 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第7を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡市体育館条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により指定管理者から静岡市蒲原体育館の利用の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の静岡市体育館条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定により市長から静岡市蒲原体育館の使用の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の2の規定による施行日以後の利用に係る静岡市蒲原体育館の利用料金を指定管理者に支払っている者は、当該利用に係る新条例第8条の使用料を納付することを要しない。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第26号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の 2

を

」

「

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田五丁目23番1号
-------------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第27号

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例

第1条を次のように改める。

第1条 静岡市は、静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
静岡市立登呂博物館	静岡市駿河区登呂五丁目10番5号
静岡市立芹沢銈介美術館	

第2条を削る。

第3条第3項中「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）」を「登呂博物館等」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「法」を「博物館法（昭和26年法律第285号）」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第28号

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉交流プラザ条例(平成16年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第3条ただし書中「第13条の規定による指定を受けて交流プラザの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第4条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第5条、第6条、第10条及び第11条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条から第18条までを削り、第19条を第13条とする。

別表中

「

第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第3会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円

を

」

「

第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の静岡市地域福祉交流プラザ条例第5条の規定によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に係る利用許可を受けている者は、施行日において、この条例による改正後の静岡市地域福祉交流プラザ条例第5条の規定による許可

を受けたものとみなす。

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第29号

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

静岡市立和田島こども園	静岡市清水区和田島694番地の1	を
静岡市立蒲原西部こども園	静岡市清水区蒲原中566番地の1	

」

「

静岡市立和田島こども園	静岡市清水区和田島694番地の1	に、
-------------	------------------	----

」

「

静岡市立入山こども園	静岡市清水区由比入山1964番地	を
静岡市立由比こども園	静岡市清水区由比377番地の1	

」

「

静岡市立入山こども園	静岡市清水区由比入山1964番地	に
------------	------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第30号

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に、」の次に「法第10条の5若しくは」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第2条 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第31号

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第32号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)  
の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第30条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第30条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第39条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第60条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第68条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第69条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第69条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第76条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第77条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第77条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第78条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第79条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第33号

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を削る。

第21条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表」を「省令別表第一」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第34号

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第5条の表を次のように改める。

区分	休館日
静岡市沼上資源循環学習プラザ	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ	(1) 月曜日及び火曜日（これらの日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日又は月曜日若しくは火曜日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 施設の運営に必要な電力の確保に支障がある日として市長が別に定める日

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第35号

静岡市斎場条例の一部を改正する条例

静岡市斎場条例（平成15年静岡市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前9時から午後5時」を「静岡市静岡斎場及び静岡市清水斎場にあつては午前9時から午後5時までとし、静岡市庵原斎場にあつては午前10時30分から午後4時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第36号

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「市長は」の次に「、県条例第8条第2項」を、「第36条第6項」の次に「、県条例第37条の2第2項、県条例第38条第1項、県条例第44条第2項及び県条例第45条第6項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市環境影響評価条例第53条の規定は、この条例の施行の日以後静岡県知事から意見を求められた法対象事業等に係る市長の意見形成の手続について適用し、同日前までに静岡県知事から意見を求められた法対象事業等に係る市長の意見形成の手続については、なお従前の例による。

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第37号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	人数割額	1人につき	385円	を
--	------	-------	------	---

」

「

	人数割額	1人世帯は1人につき	385円	に
		2人世帯は1人につき	530円	
		3人世帯は1人につき	530円	
		4人世帯は1人につき	530円	
		5人世帯は1人につき	530円	
		6人世帯は1人につき	530円	
		7人世帯は1人につき	500円	
		8人世帯は1人につき	500円	
		9人以上の世帯は1人につき	490円	

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第38号

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（令和2年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 2,000円	を
」		
駐車場使用料	1区画につき 月額 2,000円	に
」		

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 面積に係る使用料並びに青果低温卸売場使用料、東側水産低温卸売場使用料、西側水産低温卸売場使用料、保冷施設使用料、製氷機使用料、水産配送センター使用料及び駐車場使用料については、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。
- 来場者用駐車場は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第39号

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「に規定する特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加え、同条第5号中「に規定する特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加える。

第9条中「建築物の構造」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして建築物の構造」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第40号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(令和7年静岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の改正規定中「静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び」を削る。

別表第1の改正規定中

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	静岡市葵区東静岡一丁目2番30号

を

」

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
------------------	----------------

に

」

改める。

別表第2の改正規定中

「

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前零時30分まで
------------------	-----------------------

を

静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。以下同じ。）	」
「		
静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。以下同じ。）	」
に		

改める。

（静岡市自転車等駐車場条例の一部改正）

第2条 静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「6月」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の静岡市自転車等駐車場条例第15条第3項の規定は、令和8年4月1日以後に処分する旨の告示を行った自転車等に適用し、同日前に改正前の処分する旨の告示を行った自転車等については、なお従前の例による。

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第41号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

井川線		3台（9人乗り）	静岡市葵区横沢	静岡市葵区田代	を
-----	--	----------	---------	---------	---

」

「

井川線		3台（9人乗り） 及び1台（4人 乗り）	静岡市葵区横沢	静岡市葵区田代	に
-----	--	----------------------------	---------	---------	---

」

改める。

第5条第2項中「無料」を「前項の運賃の額の2分の1の額」に改め、同項第1号中「受けている者」の次に「及びその付添人（当該身体障害者手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第2号中「受けている者」の次に「及びその付添人（当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第3号中「者」の次に「及びその付添人（当該療育手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第4号中「小学校」を「中学校」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の運賃は、無料とする。

(1) 小学校の就学の始期に達していない者

(2) 静岡市立井川小学校の児童又は静岡市立井川中学校の生徒であって通学のために有償自動車を利用するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める者

第7条の見出し中「回数乗車券等」を「定期乗車券」に改め、同条第1項中「井川線にあつては別表第3に定める回数乗車券を、両河内線にあつては通学のために有償自動車を利用する小学校の児童又は中学校の生徒に限り別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項を削る。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所						
	横沢	富士見峠	大日	井川駅前、 西山平、公 民館前、井 川小中学 校入口、井 川小中学内 校前、井川 本村、中 野、南アル プスユネ スコエコ パーク井 川ビジタ ーセンタ ー、診療所 又は渡船 場	井川大橋、 中山、大 小跡 入口、田代 又は小河	白樺荘	
乗 車 す る	横沢		400円	600円	800円	1,000円	1,200円
	富士見峠	400円		400円	600円	800円	1,000円
	大日	600円	400円		400円	600円	800円
	井川駅前、西山平、公	800円	600円	400円	200円	400円	600円

停留所	民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場						
	井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	1,000円	800円	600円	400円	200円	400円
	白樺荘	1,200円	1,000円	800円	600円	400円	

備考 有償自動車から道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の路線に乗り継ぐ者及び当該路線から有償自動車に乗り継ぐ者の運賃の額は、この表の運賃の額から150円を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定による場合を除く。

別表第2の2両河内線（1）但沼系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とし、同2両河内線（2）大平系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とし、同2両河内線（3）板井沢系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 井川線

運賃の額	金額			
	1 箇月	3 箇月	4 箇月	6 箇月
片道100円	4,200円	12,600円	16,800円	25,200円
片道200円	8,400円	25,200円	33,600円	50,400円

片道250円	10,500円	31,500円	42,000円	63,000円
片道300円	12,600円	37,800円	50,400円	75,600円
片道400円	16,800円	50,400円	67,200円	100,800円
片道450円	18,900円	56,700円	75,600円	113,400円
片道500円	21,000円	63,000円	84,000円	126,000円
片道600円	25,200円	75,600円	100,800円	151,200円
片道650円	27,300円	81,900円	109,200円	163,800円
片道800円	33,600円	100,800円	134,400円	201,600円
片道850円	35,700円	107,100円	142,800円	214,200円
片道1,000円	42,000円	126,000円	168,000円	252,000円
片道1,050円	44,100円	132,300円	176,400円	264,600円
片道1,200円	50,400円	151,200円	201,600円	302,400円

備考 第5条第2項の規定により運賃の額が定められる場合又は別表第2の1井川線の表備考の規定の適用により運賃が減額される場合は、これらの場合における運賃の額をこの表の運賃の額として適用する。

## 2 両河内線

運賃の額	金額			
	1 箇月	3 箇月	4 箇月	6 箇月
片道150円	4,200円	12,600円	16,800円	25,200円
片道200円	5,600円	16,800円	22,400円	33,600円
片道300円	8,400円	25,200円	33,600円	50,400円
片道400円	11,200円	33,600円	44,800円	67,200円

備考 第5条第2項の規定により運賃の額が定められる場合又は別表第2の2両河内線(1)但沼系統の表備考、同両河内線(2)大平系統の表備考若しくは同両河内線(3)板井沢系統の表備考の適用を受け運賃が減額される場合は、これらの場合における運賃の額をこの表の運賃の額として適用する。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行された回数乗車券を有する者は、同日以後に当該回数乗車券を使用して有償自動車を利用することができる。
- 3 回数乗車券により第5条第1項又は第2項の運賃を納付する場合において、当該回数乗車券の額と当該運賃の額に差額が生じても、当該差額は、返還しない。

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第42号

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第17条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「利用の許可」を「第5条第1項、第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可」に、「利用の条件」を「その条件」に改め、同条第2号中「第5条第2項」の次に「第12条第2項又は第13条第2項」を加え、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（構内営業）

第12条 ヘリポートで営業しようとする者は、規則で定める場合を除き、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第43号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

静岡市牧之原消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域のうち大江、大沢、大沢一丁目、大寄、男神、片浜、鬼女新田、黒子、西山寺、相良、汐見台、菅ヶ谷、須々木、中西、西萩間、波津、波津一丁目、波津二丁目、波津三丁目、東萩間、蛭ヶ谷、福岡、松本、女神、和田、落居、笠名、地頭方、地頭方一丁目、新庄、堀野新田、白井の一部及び牧之原の一部の区域
静岡市吉田消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	牧之原市の区域のうち静岡市牧之原消防署の管轄区域以外の区域及び榛原郡吉田町の区域

を

」

「

静岡市牧之原消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域
静岡市吉田消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	榛原郡吉田町の区域

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第44号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病

補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

静岡市水防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第45号

静岡市水防団条例の一部を改正する条例

静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2,413人」を「1,534人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第46号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第4条の2 初任給調整手当は、上下水道局管理規程で定める職員に対して支給する。

第20条第1項中「第5条」を「第4条の2、第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第47号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）						
メーターの 口径	金額	10立 方メ ートル ま での 分	10立 方メ ートル を 超え 20立 方メ ートル ま での 分	20立 方メ ートル を 超え 50立 方メ ートル ま での 分	50立 方メ ートル を 超え 100立 方メ ートル ま での 分	100立 方メ ートル を 超え 500立 方メ ートル ま での 分	500立 方メ ートル を 超え 1,000 立方メ ートル ま での 分	1,000 立方メ ートル を 超え る分
13ミリメ ートル	889円 90銭	66円	127円 60銭	193円 60銭	226円 60銭	249円 70銭	267円 30銭	270円 60銭
20ミリメ ートル								
25ミリメ ートル	1,430円							

30ミリメートル	3,746円 60銭						
40ミリメートル							
50ミリメートル	8,934円 20銭						
75ミリメートル	17,681円 40銭						
100ミリメートル	31,662円 40銭						
150ミリメートル	80,169円						
200ミリメートル	10銭						

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、令和8年6月1日から施行する。

## (経過措置)

- この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定は、令和8年6月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金に限る。）及び同年7月分として徴収する水道料金から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金を除く。）については、なお従前の例による。

静岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第48号

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条の表を次のように改める。

区分		金額
基本使用料		1,129円70銭
従量使用料 (排出量1立方メートルにつき)	0立方メートルを超え10立方メートルまでの分	38円50銭
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	148円50銭
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	204円60銭
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	224円40銭
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	244円20銭
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	264円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	278円30銭
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	300円30銭
1,000立方メートルを超える分		314円60銭

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条の規定は、令和8年6月分として徴収する下水道使用料（この条例の施行の日以後に下水道の使用を開始した場合に係る下水道使用料に限る。）及び同年7月分として徴収する下水道使用料から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する下水道使用料（この条例の施行の日以後に下水道の使用を開始した場合に係る下水道使用料を除く。）については、なお従前の例による。

静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第49号

静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例

静岡市交通安全対策会議条例（平成15年静岡市条例第109号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第50号

静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例

静岡市交通遺児等福祉手当条例（平成15年静岡市条例第152号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年度の後期の区分の手当の支給については、なお従前の例による。

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第51号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第52号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第53号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

目次中「第76条」を「第75条の2—第76条」に改める。

第2条第1項第2号中「市民環境教育委員会」を「観光市民環境委員会」に、「市民局」を「観光文化・市民局」に改め、「並びに教育委員会」を削り、同項第4号中「観光文化経済委員会」を「経済消防委員会」に改め、「観光交流文化局及び経済局」を「経済局及び消防局」に改め、同項第6号中「企業消防委員会」を「上下水道教育委員会」に、「消防局」を「教育委員会」に改める。

第9条第2項中「とき」を「ときは」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第9条の2 委員長は、次に掲げる場合に該当する委員がいるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン方式」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第60条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
  - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンライン方式による出席を希望する委員は、事前に委員長の許可を得なければならない。
  - 3 第1項の規定により開会された委員会にオンライン方式で出席する委員は、当該委員会の招集場所に参集し、かつ、出席しているものとみなす。
  - 4 オンライン方式での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「とき」を「ときは」に改める。

第13条及び第19条第1項中「宣言」を「宣告」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンライン方式で説明することができる。この場合において、当該出席を求められた者は、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前に動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第31条、第32条、第33条及び第41条第2項中「とき」を「ときは」に改める。

第42条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない」を「委員外」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、委員外議員は、事前に委員長の許可を得た場合に限り、オンライン方式で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第43条中「委員長が」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、委員長は、委員として発言することができる。この場合において、討論したときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第45条第1項中「宣言」を「宣告」に改める。

第48条中「議員に」の次に「自らに」を加える。

第49条中「とるとき」を「採るときは」に改める。

第50条中「いない委員」の次に「(第9条の2の規定によりオンライン方式で委員会に出席している委員を除く。)」を加える。

第52条第2項「おいて」を「おいては」に、「ことは」を「ことが」に改める。

第53条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第54条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第57条中「から第31条」を「、第29条、第30条、第31条第1項から第3項」に改める。

第58条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第59条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第62条第1項中「とき」を「ときは」に改める。

第64条第2項中「うちに」の次に「、」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンライン方式により公聴会で意見を述べることができる。

第68条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンライン方式により委員会で意見を述べるができる。

第69条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、紹介議員は、事前に委員長に届け出た場合に限り、オンライン方式で説明することができる。

第71条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「保管」を「保存」に改め、同項を同条第2項とする。

第75条中「、文書」を削る。

第11章中第76条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第75条の2 委員会に対して行われる通知のうちこの条例の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第5項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 委員会が行う通知のうちこの条例の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨の議長が定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

- 3 前2項の方法により行われた通知については、当該通知に関するこの条例の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの条例の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の方法により行われた通知は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

- 5 委員会に対して通知を行い、又は委員会から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、委員会に対して行われ、又は委員会が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第5項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項及び第4項において同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第75条の3 この条例の規定（第57条を除く。）において委員長又は議長が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの条例の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により市民環境教育委員会、観光文化経済委員会及び企業消防委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、改正後の静岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、それぞれ観光市民環境委員会、経済消防委員会及び上下水道教育委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任されている委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第54号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第9条中「の種別割」を削る。

第10条中「、第87条の5第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第87条の5第1項の申告書、」を削る。

第86条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第86条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第86条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第86条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第87条の2から第87条の7までを削る。

第88条から第91条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第93条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条（見出しを含む。）及び第95条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条第2項中「第86条第3項ただし書」を「第86条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽

自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第30条の2から附則第30条の6までを削る。

附則第30条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「初回番号指定」を「初回車両番号指定」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第30条の2とする。

附則第31条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第55号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年度以前の年度分の納税証明書に係るこの条例による改正後の静岡市手数料条例第2条第3項第2号の規定の適用については、同号中「軽自動車税」とあるのは、「軽自動車税種別割」とする。

# 規則

静岡市規則第17号

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年3月18日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則(平成15年静岡市規則第274号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第18号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月18日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「掲示する」の次に「方法又はインターネットを利用する方法により行うものとする」を加える。

第19条中「口頭又は文書により」を削る。

第28条の2第1項中「政令第167条の2第1項第3号」の次に「及び第4号」を加え、同条第3項中「インターネット」の次に「の利用」を加える。

第31条第1項中「電磁的記録」の次に「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第40条第1項中「関係書類」の次に「(電磁的記録を含む。)」を加え、同条第3項中「、契約人の給付を完了を表す納品書その他の書類の余白に検収員が記名の上で検収の旨を表示することをもって」を「別に定める方法により」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第19号

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月18日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第20号

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則

静岡市職員互助会規則（平成15年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第29条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市坐漁荘記念館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市坐漁荘記念館の管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市坐漁荘記念館の管理に関する規則（平成16年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで）」を「午後4時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第22号

静岡市外国人障害者福祉手当規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市外国人障害者福祉手当規則を廃止する規則

静岡市外国人障害者福祉手当規則（平成15年静岡市規則第130号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第23号

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市条例第15条第4項（市条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（市条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第3条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第12条第2項及び第16条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第19条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

様式第2号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第10号中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

様式第14号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

静岡市規則第24号

静岡市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続条例施行規則（平成15年静岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第25号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第9条の11を次のように改める。

## 第9条の11 削除

第9条の13の見出しを「(指定障害児通所支援事業の再開等の届出書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第9条の15中「告示すること」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改め、同条第1号中「事業所」を「事業者」に改める。

様式第8号の16を次のように改める。

## 様式第8号の16 削除

様式第8号の18を次のように改める。

## 様式第8号の18 削除

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第26号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

様式第3号（第1面）中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式（第2面）中「平成」を削る。

様式第4号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第27号

静岡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市博物館条例施行規則（令和7年静岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例施行規則

第1条中「静岡市博物館条例」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例」に改める。

第2条第1項中「第3条第3項第1号」を「第2条第3項第1号」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3項中「第6条第2項第1号」を「第5条第2項第1号」に改め、同条第4項中「第6条第2項第2号」を「第5条第2項第2号」に改め、同条第5項中「第6条第2項第3号」を「第5条第2項第3項」に改める。

第3条第1項中「第6条第4項」を「第5条第4項」に改める。

第4条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第3号中「静岡市博物館条例第6条第4項」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例第5条第4項」に改める。

様式第5号中「静岡市博物館条例第8条第1項」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例第7条第1項」に改める。

様式第7号中「静岡市博物館条例施行規則」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例施行規則」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市博物館条例施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例施

行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第28号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「及び」の次に「18歳以上被保険者均等割額並びに」を加え、同項第2号中「及び第18条」を「、第18条及び第18条の5」に改め、同項第3号ア及びイ中「均等割額及び平等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に改め、同号ウ中「均等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改める。

第20条の3第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第29号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

## 様式第4号中

「

炉・<sup>ちゅう</sup>厨房設備・温風暖房機・ボイラー・  
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設  
備・ヒートポンプ冷暖房機・  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書 を

」

「

炉・<sup>ちゅう</sup>厨房設備・温風暖房機・ボイラー・  
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・  
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書 に

」

改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市火災予防条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市火災予防条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第30号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

<p>齋場</p> <p>静岡齋場、清水齋場及び庵原齋場</p> <p>当該業務に従事したとき。 日額1,220円</p> <p>井川分場</p> <p>施設の管理等に従事したとき。 日額500円</p> <p>遺体の火葬作業に従事したとき。 1回につき350円</p> <p>遺体の搬送作業に従事したとき。 1回につき350円</p>	を
--	---

「

<p>齋場</p> <p>静岡齋場、清水齋場及び庵原齋場</p> <p>当該業務に従事したとき。 日額1,220円</p>	に
---	---

改める。

第2条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中「又はこれに準ずる資格として市長が特に認める資格」を「、日本病院薬剤師会の認定する資格（がん薬物療法に関するものに限る。）又は日本臨床腫瘍薬学会の認定する資格（外来がん治療に関するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第31号

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年静岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中コを削り、サをコとし、同号シ中「アからサまで」を「アからコまで」に改め、同号シを同号サとし、同項第2号中クを削り、ケをクとし、同号コ中「アからケまで」を「アからクまで」に改め、同号コを同号ケとする。

第50条中「又は事務所における備置き」を「その他の適切な方法」に改め、同条第5号中「第57条」を「第58条」に改める。

第55条第4項中「又は卸売場内の所定の場所への掲示」を「その他の適切な方法」に改める。

第56条第1項から第3項までの規定中「又は卸売場内の所定の場所に掲示して」を「その他の適切な方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）

第36条各号に規定する措置の内容

(2) 取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

(3) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

別表第2中

「

屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 1,000円	を
----------	--------------------	---

」

「

駐車場使用料	1区画につき 月額 1,100円
--------	------------------

」

改め、同表備考中「屋上」を削る。

様式第12号中「<sup>第1項</sup>第14条<sup>第2項</sup>」の次に「<sup>第1項</sup>第29条<sup>第2項</sup>」を加える。

様式第34号中「卸売業者以外」を「仲卸業者」に、「仲卸業者」を「卸売業者及び仲卸業者」に改める。

様式第62号中「第37条」を「第36条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第32号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則（平成20年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「無料」を「2分の1の額」に、「第6号に掲げる者」を「第5号に掲げる者及び付添人」に改め、「同項第5号に掲げる者にあつては同号に規定する者であることを証する書類を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第3項第2号の規定により運賃が無料とされる者は、同号に規定する者であることを証する書類を有償自動車に乗車する際に提示しなければならない。

第4条第1項及び第5項中「第5条第2項第5号」を「第5条第3項第2号」に改める。

第5条第2項中「児童又は生徒の保護者」を「者（児童又は生徒にあつては、その保護者）」に改め、同条第3項中「当該」の次に「申請者又は」を加え、「児童又は」を「児童若しくは」に改め、同条第4項中「の保護者」を「（児童又は生徒にあつては、その保護者）」に改め、同条第5項中「当該児童又は生徒の」を削る。

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「保護者」を削り、「利用する児童又は生徒」を「利用者」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第33号

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則（平成15年静岡市規則第250号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

品名
男性冬帽
男性冬服
男性夏帽
男性夏服
女性冬帽
女性冬服（スラックス、スカート）
女性冬服ベスト
女性夏帽
女性夏服（スラックス、スカート）
ワイシャツ又はブラウス
ネクタイ
ベルト
礼装用手袋
短靴
雨衣
防寒衣
汎用帽
活動服

活動服用ベルト
革手袋
耐切削用手袋
安全靴
編上靴
冬用救急服
夏用救急服
救急用ベルト
救助服
救助用ベルト
救助用手袋
航空服
航空用ベルト
航空用手袋
航空用編上靴
階級章
安全帯
安全ヘルメット
保護めがね（ゴーグル型、スペクトル型）
防火帽
防火フード
防火衣
防火手袋
防火長靴
女性用ショルダーバック
儀礼帽
儀礼服
演奏帽
演奏服
半袖演奏上衣

レニアード
音楽用ネクタイ
革ベルト
白短靴
冬用登山服
夏用登山服

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第34号

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課長（以下「病院経営企画課長」という。）及び保健福祉長寿局清水病院事務局病院総経営企画課課長補佐（以下「病院経営企画課課長補佐」という。）」を「保健福祉長寿局清水病院事務局次長（以下「次長」という。）及び保健福祉長寿局清水病院事務局次長補佐（以下「次長補佐」という。）」に改める。

第3条第1項中「病院経営企画課長」を「次長」に改め、同条第2項及び第3項中「病院経営企画課課長補佐」を「次長補佐」に改める。

第9条及び第10条中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「、第3号及び第8号」を「及び第7号」に、「主管課長」を「次長」に改める。

第16条第1項及び第4項、第18条並びに第23条中「主管課長」を「次長」に改める。

第24条第1項中「主管課長」を「次長」に改め、同条第2項中「、第28条及び第35条」を「及び第28条」に改める。

第25条、第26条及び第27条第1項中「主管課長」を「次長」に改める。

第28条第3項中「、公金取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「主管課長」を「次長」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第29条及び第30条を次のように改める。

## 第29条及び第30条 削除

第31条第1項中「公金取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、表面余白に「要送金」の印を押し、送金（口座振込）依頼書を添えて公金取扱金融機関に交付し、又は」を削る。

第35条を削り、第35条の2を第35条とする。

第36条第1項及び第5項、第37条の2第1項並びに第38条の2第1項中「主管課長」を「次長」に改める。

第39条第2号中「企業出納員が振り出した小切手又は」を削る。

第42条第2項を削る。

第43条第4号及び第5号中「又は小切手」を削る。

第45条中「小切手受領書及び送金（口座振込）済報告書」を「資金受領書兼口座振替済報告書」に改める。

第46条を次のように改める。

#### 第46条 削除

第48条第2項中「振り出す小切手又は」を削る。

第58条、第62条第1項、第63条第1項、第69条第1項、第72条、第74条、第76条第1項、第77条第1項、第78条第1項、第79条第1項及び第80条中「主管課長」を「次長」に改める。

第81条第1項中「主管課長」を「次長」に改め、同条第2項中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第82条第2項中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第83条、第84条第1項、第85条第1項、第86条、第87条及び第89条中「主管課長」を「次長」に改める。

第89条の3中「おいてが」を「おいて」に改める。

第89条の9第1号中「主管課長」を「次長」に改める。

第90条中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第91条中「主管課長」を「次長」に改める。

第92条中「主管課長」を「次長」に、「締切」を「締切り」に改める。

第96条第1項中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第97条第1項中「病院経営企画課長」を「次長」に改め、同条第2項後段中「おいては」を「おいて」に、「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第98条第1項及び第99条中「病院経営企画課長」を「次長」に改める。

第100条第20号を次のように改める。

#### (20) 削除

第100条第24号中「小切手受領書及び送金（口座振込）済報告書」を「資金受領書兼口座振替済報告書」に改め、同条第25号を次のように改める。

#### (25) 削除

別表第1 静岡市病院事業勘定科目表資産2 流動資産の表中

「	前払金			棚卸資産等の購入 手付金及び修繕工 事の前払金として 前渡した金額その 他これに類するも の	を	」
---	-----	--	--	---	---	---

「	前払金	前払金 前払消費税及 び地方消費税 その他前払金		棚卸資産等の購入 手付金及び修繕工 事の前払金として 前渡した金額その 他これに類するも の	に	」
---	-----	-----------------------------------	--	---	---	---

改め、同表資本1 資本金の表中

「		出資金		他会計からの出資 金の額	を	」
---	--	-----	--	-----------------	---	---

「		繰入資本金		他会計からの出資 金の額	に	」
---	--	-------	--	-----------------	---	---

改める。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 削除

様式第22号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第25号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第35号

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

静岡市立看護専門学校学則（平成15年静岡市規則第163号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「課程」の次に「、専攻科」を加え、同条第1項の表中「専門課程」を「特定専門課程」に改め、同条第2項の表以外の部分中「課程」の次に「、専攻科」を加え、同項の表を次のように改める。

課程・専攻科		学科	修業年限	入学時定員	学級編成	総定員
特定専門課程	3年課程	看護学科	3年	40人	1学級	120人
適格専攻科	助産学専攻		1年	10人	1学級	10人

第4条中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻（以下「助産学専攻」という。）」に改める。

第8条中「第90条第1項」を「第125条第3項」に、「助産学科」を「助産学専攻」に改め、「いずれかに該当する者」の次に「であって専修学校の特定専門課程を修了したもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の2に基づき特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められたもの」を加える。

第9条第4号ア中「（昭和22年文部省令第11号）」を削り、同号イ中「助産学科」を「助産学専攻」に改め、「含む。」の次に「及び学校教育法第125条の2第2項に規定する専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力を有することを証明する書類」を加える。

第10条第2項中「助産学科」を「助産学専攻」に改める。

第11条中「前条第1項及び第2項の入学試験」を「前条第1項の入学試験及び前条第2項の入学の選考」に改める。

第18条中「第30条第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「運営委員会」の次に「（以下「運営委員会」という。）」を加える。

第21条第1項中「学科目」を「授業科目」に改める。

第24条の見出し中「卒業」を「進級又は卒業」に改め、同条第2項中「必修科目」を「卒業必修科目」に改める。

第25条中「専門士（医療専門課程）」を「学校教育法第131条の2に基づき専門士」に改め、「称号を」の次に「、助産学専攻にあつては、同規則第186条の3に基づき高度専門士の称号を」を加える。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第33条 学校は、その教育の一層の充実を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法第132条の2第2項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

別表第1中

「			日本語表現			を			
			1	30					
」									
「			日本語表現			に、			
			1	20					
」									
「		人間と生活・社会の理解	健康とスポーツ（必修選択）	1	30	ストレッチ又は球技	を		
			生命倫理学	1	15				
」									
「		人間と生活・社会の理解	健康とスポーツ（必修選択）	1	30	ストレッチング又は球技	に、		
			生命倫理学	1	20				
」									
「			小計			を			
			14	365					
」									

「

小計		14	360	
----	--	----	-----	--

に、

」

「

疾病の成り立ち と回復の促進	生化学	1	30	を
	病理学	1	20	

」

「

	生化学	1	30	に、
疾病の成り立ち と回復の促進	病理学	1	20	

」

「

	小児看護の展開Ⅱ	1	30	を
--	----------	---	----	---

」

「

	小児看護の展開Ⅱ	1	25	に、
--	----------	---	----	----

」

「

	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90	を
--	-------------	---	----	---

」

「

	地域・在宅看護論実習Ⅱ	3	100	に、
--	-------------	---	-----	----

」

「

小計		70	2,115	を
合計		106	3,045	

」

「

小計		71	2,120	に
----	--	----	-------	---

」

合計	107	3,045	
----	-----	-------	--

改める。

別表第2の1 静岡市立清水看護専門学校看護学科教育課程の表中

	看護研究	1	30	
--	------	---	----	--

	看護研究	2	30	
--	------	---	----	--

	小計	73	2,130	
合計		109	3,060	

	小計	74	2,130	
合計		110	3,060	

改める。

別表第2の2 静岡市立清水看護専門学校助産学科教育課程の題名中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に改める。

様式第1号(表)中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に、「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改め、同様式(表)(注)3の次に次のように加える。

4 現住所欄の電話番号は、常時連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

様式第1号(裏)中「好きな学科」を「好きな教科」に、「嫌いな学科」を「嫌いな教科」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改める。

様式第4号(表)中「貴校」の次に「(看護学科・適格専攻科助産学専攻)」を加える。

様式第6号中「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改める。

様式第7号から様式第10号までの規定中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に改める。

様式第11号その1中「職業実践専門課程（平成28年文部科学省告示第15号）」を「特定」に、「専門士（医療専門課程）」を「、専門士」に改める。

様式第11号その2中「専門課程助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に、「する」を「し、高度専門士と称することを認める」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則第7条、第25条、別表第1及び別表第2の規定は、令和8年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市立看護専門学校学則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第36号

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「午前9時から午後3時まで」を「午前11時から午後2時まで」に改める。

様式第1号その1及び様式第3号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市斎場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市斎場条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている文書は、新規則の相当様式により交付された文書とみなす。

## 静岡市規則第37号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

## 第27条 削除

第28条の見出しを「(指定障害福祉サービス事業の再開等の届出)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第30条中「告示すること」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

様式第28号及び様式第28号の2を次のように改める。

## 様式第28号 削除

## 様式第28号の2 削除

様式第34号の1を様式第34号その1とし、様式第34号の2を様式第34号その2とし、様式第34号の3を様式第34号その3とし、様式第34号の4を様式第34号その4とし、様式第34号の5を様式第34号その5とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式（様式第34号の1から様式第34号の5までに限る。）により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式（様式第34号の1から様式第34号の5までに限る。）により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

## 静岡市規則第38号

静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則（平成16年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可申請書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可申請書（許可書控）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第3条中「指定管理者」を「市長」に、「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」に改める。

第4条第1項中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室変更利用申請書」を「地域福祉交流プラザ会議室変更利用申請書（許可書控）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「静岡市地域福祉交流プラザ会議室変更利用許可書」を「地域福祉交流プラザ会議室変更利用許可書」に改める。

第5条第1項中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除承認申請書」を「地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除承認申請書」に改め、同条第3項中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除通知書」を「地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除通知書」に改める。

第6条第2項中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可取消申出書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可取消申出書」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第7条第5号及び第8条第5号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

様式第1号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可申請書（許可書控）」を「地域福祉

「(宛先) 指定管理者

交流プラザ会議室利用許可申請書（許可書控）」に、

名 称 を「(宛先)

代表者氏名」

静岡市長」に改める。

様式第2号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」に、「年 月 日」を「第 号 年 月 日」に、「指定管理者 名称」を「静岡 代表者氏名」

市長 氏 名 [印] に改める。

様式第3号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室変更利用申請書（許可書控）」を「地域福祉交流プラザ会議室変更利用申請書（許可書控）」に、「(宛先) 指定管理者 名称」を「(宛先) 代表者氏名」

静岡市長」に改める。

様式第4号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室変更利用許可書」を「地域福祉交流プラザ会議室変更利用許可書」に、「年 月 日」を「第 号 年 月 日」に、「指定管理者 名称」を「静岡 代表者氏名」

を「静岡市長 氏 名 [印] に改める。

様式第5号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除承認申請書」を「地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除承認申請書」に、「(宛先) 指定管理者 名称」を「(宛先) 代表者氏名」

先) 静岡市長」に改める。

様式第6号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除通知書」を「地域福祉交流プラザ会議室使用料減額・免除通知書」に改める。

様式第7号中「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可取消申出書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可取消申出書」に、  
「(宛先) 指定管理者  
名 称 を「(宛先) 静岡市長」に、  
代表者氏名」

「静岡市地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」を「地域福祉交流プラザ会議室利用許可書」に改める。

様式第8号から様式第10号までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第39号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則を廃止する規則

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第87号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第40号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

財産収入	財産貸付	契約金額	単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）	決裁文書、契約書	を
	利子及び配当金	収入を決定した額	支払期日が到来したとき、又は支払通知があったとき	決裁文書、契約書、株式配当通知書	
	財産売払収入	契約金額	契約を締結したとき	決裁文書、契約書	

」

「

財産収入	財産貸付	契約金額又は収入を決定した額	支払期日が到来したとき	決裁文書、契約書	に、
	利子及び配当金	収入を決定した額	支払期日が到来したとき、又は支払通知があったとき	決裁文書、契約書、株式配当通知書	
	財産売払収入	契約金額	契約を締結したとき	決裁文書、契約書	

			とき	書
--	--	--	----	---

諸収入	延滞金及び加算金	収入を決定した額	収入を決定したとき	決裁文書、契約書
	預金利子	〃	〃	〃
	貸付金元利収入	契約金額	収入を決定したとき（長期間に係るものは年度当初）	〃
	雑入	収入金の種別に 応じて上記それぞれに準ずる。	収入金の種別に 応じて上記それぞれに準ずる。	上記それぞれの書類に準ずる。

を

諸収入	延滞金及び加算金	収入を決定した額	収入を決定したとき	決裁文書、契約書
	預金利子	〃	〃	〃
	貸付金元利収入	契約金額	〃	〃
	雑入	収入金の種別に 応じて上記それぞれに準ずる。	収入金の種別に 応じて上記それぞれに準ずる。	上記それぞれの書類に準ずる。

に

改める。

別表第2中

12 委託料 (単価契約以外 の場合) (単価契約の場	委託契約しよう とするとき	契約金額	決裁文書、入札書（見積書）
	請求のあったと	請求のあった額	決裁文書（単価契約に関する

合)	き		もの)、請求書	
13 使用料及び 賃借料 (継続的契約以外 の場合)	契約しようとする とき	〃	決裁文書(不動産及びこれに 準ずる重要なもの)、見積書、 契約書案	を
(継続的契約に よる場合)	契約しようとする とき、又は請求 のあったとき	〃	決裁文書(不動産及びこれに 準ずる重要なもの)、契約書、 請求書、納付書類	

「

12 委託料 (単価契約以外 の場合)	委託契約しよう とするとき	契約金額	決裁文書、入札書(見積書)	
(単価契約の場 合)	請求のあったと き	請求のあった額	決裁文書(単価契約に関する もの)、請求金額が確認できる 書類	
13 使用料及び 賃借料 (継続的契約以外 の場合)	契約しようとする とき、又は請求 のあったとき	契約金額又は請求 のあった額	決裁文書(不動産及びこれに 準ずる重要なもの)、見積書、 契約書案、請求書、納付書類	に
(継続的契約に よる場合)	〃	〃	決裁文書(不動産及びこれに 準ずる重要なもの)、契約書、 請求書、納付書類	

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第41号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第37条を第46条とし、第36条を第45条とする。

第35条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第4項中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第44条とする。

第34条を第43条とし、第27条から第33条までを9条ずつ繰り下げ、第26条の3の次に次の9条を加える。

（第1号子育て支援時間の承認）

第27条 条例第17条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て支援時間（以下「第1号子育て支援時間」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号子育て支援時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（第2号子育て支援時間の承認）

第28条 条例第17条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て支援時間（以下「第2号子育て支援時間」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て支援時間を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号子育て支援時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（条例第17条第2項で定める1年の期間）

第29条 条例第17条第2項で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(条例第17条第2項第2号の市規則で定める時間)

第30条 条例第17条第2項第2号の市規則で定める時間は、77時間30分とする。

(条例第17条第3項の市規則で定める特別の事情)

第31条 条例第17条第3項の市規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の同条第1項に規定する子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(子育て支援時間の承認の請求手続)

第32条 第1号子育て支援時間及び第2号子育て支援時間（以下「子育て支援時間」という。）の承認の請求は、子育て支援時間承認請求書（様式第3号）により行うものとする。

2 任命権者は、子育て支援時間の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出)

第33条 子育て支援時間の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合
- (2) 子育て支援時間に係る子が死亡した場合
- (3) 子育て支援時間に係る子が職員の子でなくなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第4号）により行うものとする。

3 前条第2項の規定は、子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出について準用する。この場合において、「子育て支援時間の承認の請求」とあるのは、「子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出」と読み替えるものとする。

(子育て支援時間の承認の取消事由等)

第34条 条例第17条第6項において読み替えて準用する育児休業法第5条第2項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 子育て支援時間をしている職員について当該子育て支援時間に係る子以外の子に係る子育て支援時間を請求しようとするとき。
- (2) 第33条第1項各号に掲げる場合に該当するとき。
- (3) 職員が第3項変更をしたとき。

(子育て支援時間の実績の報告)

第35条 子育て支援時間をしている職員は、その実績を第1号子育て支援時間実績報告書(様式第5号)又は第2号子育て支援時間実績報告書(様式第6号)により、翌月5日までに任命権者に届け出なければならない。

別表第2中

「

<p>11 職員が、次に掲げる者の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話を行うこと若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴いアに掲げる者の世話を行うこと又はアに掲げる者の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)</p> <p>イ 職員の父母(配偶者等の父母を含む。)</p>	<p>1年度において5日(アに掲げる者が2人以上の場合にあっては、10日。ただし、イに掲げる者の看護等を理由とする期間は、5日を限度とする。)の範囲内の日数又は時間</p>
--	--

を

」

「

<p>11 職員が、次に掲げる者の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話を行うこと若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定め</p>	<p>1年度において5日(アに掲げる者が2人以上の場合にあっては、10日。ただし、イに掲げる者の看護等を理由とする期間は、5日を限度とする。)の範囲内の日数又は時間</p>
--	--

<p>る事由に伴いアに掲げる者の世話をを行うこと又はアに掲げる者の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)</p> <p>イ 職員の父母(配偶者等の父母を含む。)</p> <p>ウ 職員の孫、配偶者等その他任命権者が定める者</p>	<p>に</p>
---	----------

」

改める。

様式第2号の次に次の4様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第42号

静岡市清水港海づり公園条例施行規則をここに制定する。

令和8年3月30日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水港海づり公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水港海づり公園条例（令和7年静岡市条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(栈橋利用の手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により栈橋の利用許可を受けようとする者は、条例に定める使用料を納付し、栈橋利用券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(使用料の還付の申請)

第3条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、栈橋使用料還付申請書（様式第2号）に前条に規定する栈橋利用券を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の還付又は不還付を決定したときは、栈橋使用料（還付・不還付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ栈橋使用料（減額・免除）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、栈橋使用料（減額・免除）承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第5条 静岡市清水港海づり公園（以下「海づり公園」という。）の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 海づり公園の施設、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 海づり公園の施設内において、火気の使用及び指定された場所以外での喫煙をしないこと。

と。

- (5) 海づり公園の施設内において、ローラーシューズ、キックボード、スケートボード等を使用しないこと。
- (6) 栈橋以外で釣りをしないこと。
- (7) 栈橋利用者は、市が定める基準を満たした救命胴衣を着用すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (9) 施設の利用に当たり発生したごみは、各自持ち帰ること。
- (10) 天候の急変や災害の発生など、施設の安全な利用が不可能と判断された場合は、施設管理者の指示に従い速やかに退場すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要な施設管理者の指示に従うこと。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、海づり公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第43号

静岡市災害救助法等施行細則をここに制定する。

令和8年3月30日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市災害救助法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第1章に定めるところによる。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条に規定する公用令書は、公用令書（保管）（様式第1号）、公用令書（収用）（様式第2号）、公用令書（管理）（様式第3号）及び公用令書（使用）（様式第4号）とする。

2 省令第1条第4項に規定する公用変更令書は、公用変更令書（保管）（様式第5号）、公用変更令書（収用）（様式第6号）、公用変更令書（管理）（様式第7号）及び公用変更令書（使用）（様式第8号）とする。

3 省令第1条第5項に規定する公用取消令書は、公用取消令書（保管等）（様式第9号）とする。

4 市長は、第1項に規定する公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第10号）に所要の事項を登録するものとする。

5 市長は、第2項に規定する公用変更令書を交付したときは強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、かつ、変更事項を記録するものとし、第3項に規定する公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、かつ、前項の規定により登録した事項を抹消するものとする。

(受領書)

第4条 前条第1項に規定する公用令書、同条第2項に規定する公用変更令書又は同条第3項に規定する公用取消令書の交付を受けた者は、受領書に所要の事項を記入し、直ちにこれを市長に提出するものとする。

(受領調書)

第5条 省令第2条第3項に規定する受領調書は、受領調書(様式第11号)とする。

2 前項の受領調書は、収用し、若しくは使用すべき物資の所有者又は権原に基づいて当該物資を占有する者の立会いの下で作成しなければならない。ただし、立会いができないことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損失補償請求書)

第6条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、損失補償請求書(様式第12号)とする。

2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(従事命令に関する公用令書等)

第7条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書は、公用令書(従事)(様式第13号)及び公用取消令書(従事)(様式第14号)とする。

2 市長は、前項に規定する公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第15号)に所要の事項を登録するものとする。

3 市長は、第1項に規定する公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録し、かつ、前項の規定により登録した事項を抹消するものとする。

(準用)

第8条 第4条の規定は、前条第1項に規定する公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(救助の実施に従事することができない場合の届出)

第9条 省令第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第16号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 市区町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償の程度)

第10条 政令第5条に規定する実費弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。

(1) 政令第4条第1号から第5号までに規定する者

ア 日当

市の常勤の職員で、救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、その都度市長が定める額以内の額

イ 時間外勤務手当

日当の額を基礎とし、市の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内の額

ウ 旅費

静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）に規定する相当額以内の額

(2) 政令第4条第6号から第11号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

(実費弁償請求書)

第11条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、実費弁償請求書（様式第17号）とする。

(立入検査証票)

第12条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たり携帯しなければならない証票は、災害救助法第10条の規定による立入検査証票（様式第18号）とする。

(扶助金支給申請書等)

第13条 省令第6条第1項に規定する扶助金支給申請書は、扶助金支給申請書（様式第19号）とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号に掲げる扶助金支給申請書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金に係る扶助金支給申請書 医師の診断書及び負傷し、又は疾病にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金に係る扶助金支給申請書 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力させる者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において省令第6条第1項の規定により提出する扶助金支給申請書には、同条第2項及び前項各号に定めるもののほか、法第8条の規定による協力命令を

発した旨の市長の証明書を添付するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第44号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年静岡市規則第8号）の  
 一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項を改め、同条に1項を加え、同条を第6条とする改正規定を次のよ  
 うに改める。

第5条第1項中「条例第6条第1項に規定する」及び「(静岡市清水駅東口自転車等駐車場、  
 静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅  
 西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場を除く。)」を削り、同条第2項を  
 次のように改め、同条を第6条とする。

2 指定管理駐車場の一時利用に係る手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別  
 に定めるものとする。

附則の次に別表を加える改正規定中

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場			
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	自転車	原動機付自転車	自動2輪車

を

」

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場			
------------------	--	--	--

に

」

改める。

様式第2号その1の改正規定を次のように改める。

様式第2号その1中「第2条関係」を「第3条関係」に、「清水駅東口自転車等駐車場、東  
 静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及

び草薙駅北口自転車等駐車場以外の定期利用駐車場」を「有料駐車場」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第2号その2の改正規定を次のように改める。

様式第2号その2を削る。

様式第7号の改正規定を次のように改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第45号

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月30日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市体育館条例施行規則（令和7年静岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「静岡市由比体育館以外」を「条例第4条第2項に規定する市直営体育館（以下「市直営体育館」という。）以外」に、「静岡市由比体育館に」を「市直営体育館に」に改める。

様式第1号の備考、様式第2号の備考、様式第3号及び様式第8号の備考中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市体育館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市体育館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第46号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則（平成15年静岡市規則第178号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第4条を削り、第5条を第2条とする。

第6条中「第11条」を「第10条」に、「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第1号中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第2号中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第6条関係」を「第3条関係」に、「第11条」を「第10条」に、「第6条の」を「第3条の」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「第6条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「第6条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第47号

静岡市高山・市民の森学習展示施設の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市高山・市民の森学習展示施設の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市高山・市民の森学習展示施設の管理に関する規則（平成18年静岡市規則第237号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第48号

静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則

静岡市消防表彰規則（平成15年静岡市規則第247号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職務上有益なものとして消防局長（以下「局長」という。）が認めた資格を取得したとき。

第4条第4号中「消防局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第49号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成28年静岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出し及び同条を削る。

第3条の前に見出しとして「（規則で定める個人番号を利用することができる事務）」を付し、同条中「第3条第2号」を「第3条第1号」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改め、同条を第4条とし、第6条の表中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同条を第5条とする。

第7条の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
1 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る老人福祉措置関係情報（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の規定による措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）
	要保護者等に係る健康増進事業関係情報（健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する情報をいう。以下同じ。）
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第

	<p>114号) 第19条第3項又は第20条第2項(これらの規定を同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による入院の措置に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項若しくは第37条の2第1項の規定による費用の負担又は第42条第1項の規定による療養費の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)</p>
2 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始又は同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更の申請に係る審査に関する事務	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
3 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
4 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
5 生活保護法第55条の	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報

8 第1項又は同条第2項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
6 生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
7 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)に関する事務	要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報

第7条を第6条とする。

第8条の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
1 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	外国人要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	外国人要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報
2 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始又は同条第9項において準用する同条第1項の規定による保	外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	外国人要保護者等に係る健康増進事業関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	外国人要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報

<p>護の変更の申請に係る 審査に関する事務に準 ずる生活に困窮する外 国人に対する保護の開 始又は変更の申請に係 る審査に関する事務</p>	
<p>3 生活保護法第25条第 1項の規定による職権 による保護の開始又は 同条第2項の規定によ る職権による保護の変 更に関する事務に準ず る生活に困窮する外国 人に対する職権による 保護の開始又は変更に 関する事務</p>	<p>外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る健康増進事業関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>
<p>4 生活保護法第26条の 規定による保護の停止 又は廃止に関する事務 に準ずる生活に困窮す る外国人に対する保護 の停止又は廃止に関す る事務</p>	<p>外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る健康増進事業関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>
<p>5 生活保護法第63条の 規定による保護に要す る費用の返還に関する 事務に準ずる生活に困 窮する外国人に対する 保護に要する費用の返 還に関する事務</p>	<p>外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報</p> <p>外国人要保護者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>

6 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収に関する事務	外国人要保護者等に係る老人福祉措置関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症入院措置関係情報
	外国人要保護者等に係る感染症費用負担等関係情報
	外国人要保護者等に係る精神保健入院措置決定等関係情報

第8条を第7条とする。

第9条の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の規定による支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の規定による支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る老人福祉措置関係情報
	要支援者等に係る健康増進事業関係情報
	要支援者等に係る感染症入院措置関係情報
	要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報

<p>による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給の実施に関する事務</p>	
<p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始又は同条第9項におい</p>	<p>要支援者等に係る老人福祉措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る健康増進事業関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症入院措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>

<p>て準用する同条第1項の規定による保護の変更の申請に係る審査に関する事務</p>	
<p>3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務</p>	要支援者等に係る老人福祉措置関係情報
	要支援者等に係る健康増進事業関係情報
	要支援者等に係る感染症入院措置関係情報
	要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報
<p>4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則</p>	要支援者等に係る老人福祉措置関係情報
	要支援者等に係る健康増進事業関係情報
	要支援者等に係る感染症入院措置関係情報
	要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報
	要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報

<p>第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務</p>	
<p>5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務</p>	<p>要支援者等に係る老人福祉措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症入院措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>
<p>6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する</p>	<p>要支援者等に係る老人福祉措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症入院措置関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る感染症費用負担等関係情報</p>
	<p>要支援者等に係る精神保健費用徴収関係情報</p>

法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の規定による徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第9条を第8条とし、第10条から第19条までを1条ずつ繰り上げ、第19条の2を第19条とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日に施行する。

## 静岡市規則第50号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第10条第1項第1号から第4号までの規定中「生涯学習推進課、スポーツ振興課」を「スポーツ振興課、生涯学習推進課」に改め、同項第6号中「、梅ヶ島こども園」を削り、「、和田島こども園及び由比こども園」を「及び和田島こども園」に改め、同条第2項第8号ア及び同項第11号アの次に次のように加える。

イ 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関する事。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第51号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市公印規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

「

病院印	11	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長
病院長印	12	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長

を

「

病院印	11	隸書	正方形	方21	1	清水病院事務局次長
病院長印	12	隸書	正方形	方21	1	清水病院事務局次長

に、

「

こども園長印	12	隸書	正方形	方21	52	各こども園長
--------	----	----	-----	-----	----	--------

を

「

こども園長印	12	隸書	正方形	方21	50	各こども園長
--------	----	----	-----	-----	----	--------

に、

「

防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理課長
市民自治推進審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	企画課長

を

」

防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理課長	に、
---------	----	----	-----	-----	---	--------	----

男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女共同参画・人権政策課長	を
交通安全対策会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	生活安全安心課長	

男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	社会的包摂推進課長	に、
--------------	----	----	-----	-----	---	-----------	----

開発審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発審査課長	を
土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	開発審査課長	

開発審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	土地政策課長	に、
土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	土地政策課長	

スポーツ推進審議会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	スポーツ振興課長	を
自然の家運営協議会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	環境共生課長	

「

スポーツ推進審議会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	スポーツ振興課長
--------------	----	-----	-----	-----	---	----------

に」

改める。

別表第3の1市印の表中

「

保険年金課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	9	各区役所保険年金課長	国民健康保険被保険者の資格及び国民健康保険の給付に関する事務用
-----------	---	----	-----	------------	---	------------	---------------------------------

を」

「

保険年金課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	8	各区役所保険年金課長	国民健康保険被保険者の資格及び国民健康保険の給付に関する事務用
支所専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	2	井川支所長及び長田支所長	介護保険被保険者の資格及び介護保険の給付、障害福祉制度における資格及び給付並びに子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用

に、」

支所専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	2	蒲原支 所長	国民健康保険被保 険者の資格及び国 民健康保険の給付 に関する事務用	を
--------	---	----	-----	------------	---	-----------	---	---

支所専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	1	蒲原支 所長	国民健康保険被保 険者の資格及び国 民健康保険の給付 に関する事務用	に、
--------	---	----	-----	------------	---	-----------	---	----

障害者支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	17	各福祉 事務所 障害者 支援課 長	障害福祉制度にお ける資格及び給付 に関する事務用	を
----------------	---	----	-----	------------	----	-------------------------------	---------------------------------	---

障害者支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	10	各福祉 事務所 障害者 支援課 長	障害福祉制度にお ける資格及び給付 に関する事務用	に、
----------------	---	----	-----	------------	----	-------------------------------	---------------------------------	----

子育て支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	14	各福祉 事務所 子育て	子ども医療費、ひと り親家庭等医療費 及び児童扶養手当
----------------	---	----	-----	------------	----	-------------------	-----------------------------------

						支援課長	の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用	を
--	--	--	--	--	--	------	---------------------------------------	---

「

子育て支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	12	各福祉事務所 子育て支援課長	子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用	に、
------------	---	----	-----	------------	----	-------------------	--	----

「

高齢介護課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	5	各福祉事務所 高齢介護課長	介護保険被保険者の資格及び介護保険の給付に関する事務用	を
-----------	---	----	-----	------------	---	------------------	-----------------------------	---

「

高齢介護課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	3	各福祉事務所 高齢介護課長	介護保険被保険者の資格及び介護保険の給付に関する事務用	に
-----------	---	----	-----	------------	---	------------------	-----------------------------	---

改め、同表の2市長印の表中

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	13	事務専決規則第8条第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用	を
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---	---

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用	に、
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---	----

職員厚生課専	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚	職員の福利厚生、静岡	を
--------	---	----	-----	-----	---	-----	------------	---

用市長印						生課長	岡縣市町村職員共済組合並びに非常勤職員の社会保険及び雇用保険に関する事務用
------	--	--	--	--	--	-----	---------------------------------------

「

職員厚生課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	職員厚生課長	職員の福利厚生、静岡岡縣市町村職員共済組合並びに非常勤職員の社会保険及び雇用保険に関する事務用
社会共有資産利活用推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	社会共有資産利活用推進課長	公有財産（不動産に限る。）及び保険（車両を除く。）に関する事務用

に、

「

管財課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	管財課長	公有財産及び車両の管理及び保険に関する事務用
----------	---	----	-----	-----	---	------	------------------------

を

「

庁舎管理課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	庁舎管理課長	公有財産（不動産を除く。）及び車両の管理並びに保険（車両に限る。）に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

に、

男女共同参画・人権政策課専用市長印	3	隸書	正方形	方12	1	男女共同参画・人権政策課長	パートナーシップ宣誓に関する事務用	を
-------------------	---	----	-----	-----	---	---------------	-------------------	---

社会的包摂推進課専用市長印	3	隸書	正方形	方12	1	社会的包摂推進課長	パートナーシップ宣誓に関する事務用	に、
---------------	---	----	-----	-----	---	-----------	-------------------	----

健康づくり推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	健康づくり推進課長	障害者歯科保健センターの診療報酬の請求等に関する事務用	を
---------------	---	----	-----	-----	---	-----------	-----------------------------	---

健康づくり推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	2	健康づくり推進課長	がん患者支援事業補助金及び障害者歯科保健センターの診療報酬請求に関する事務用	に、
---------------	---	----	-----	-----	---	-----------	--	----

介護保険課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	介護保険課長	介護保険の給付、介護保険調査員の資格、要介護認定等の調査委託及び介護	を
------------	---	----	-----	-----	---	--------	------------------------------------	---

							保険料の滞納処分に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	-----------------

「

介護保険課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	介護保 険課長	介護保険の給付、介 護保険調査員の資 格及び要介護認定 等の調査委託に関 する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

に、

「

福祉債権収納 対策課専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債 権収納 対策課 長	国民健康保険料 (税)、後期高齢者 医療保険料、介護保 険料、こども園使用 料、待機児童園使用 料、保育所入所者負 担金、生活保護費徴 収金及び生活保護 費返還金の徴収及 び滞納処分に関す る事務用
------------------------	---	----	-----	-----	---	------------------------	---

を

「

福祉債権滞 納対策課専 用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債 権滞納 対策課 長	国民健康保険料 (税)、後期高齢者 医療保険料及び介 護保険料の徴収及 び滞納処分に関す る事務用
------------------------	---	----	-----	-----	---	------------------------	--

に、

保健衛生医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健衛生医療課長	急病センター診療報酬の請求及びがん患者支援事業補助金に関する事務用	を
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	-----------------------------------	---

保健衛生医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健衛生医療課長	急病センター診療報酬の請求に関する事務用	に、
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	----------------------	----

病院経営企画課専用市長印	11	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長	病院における職員の給与及び履歴証明、物品調達、物品修繕、物品賃借、施設修繕並びに業務委託に係る契約並びに行政財産の目的外使用の許可に関する事務用	を
医事課専用市長印	11	隸書	正方形	方21	1	医事課長	診療報酬等の届出、請求、取消及び再審査、病院の使用料及び手数料に係る見積り、契約及び請求、静岡県単独福祉医療費助成に係る請求に関する事務	

							並びに医療費領収 証明書
--	--	--	--	--	--	--	-----------------

「

清水病院事務局専用市長印	11	隸書	正方形	方21	1	清水病院事務局次長	病院における職員の給与及び履歴証明、物品調達、物品修繕、物品賃借、施設修繕並びに業務委託に係る契約並びに行政財産の目的外使用の許可に関する事務並びに診療報酬等の届出、請求、取消及び再審査、病院の使用料及び手数料に係る見積り、契約及び請求、静岡県単独福祉医療費助成に係る請求に関する事務並びに医療費領収証明書
--------------	----	----	-----	-----	---	-----------	---

に、

「

開発審査課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	開発審査課長	都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)に基づ
------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

を

							く許可、証明、請求等の事務用
--	--	--	--	--	--	--	----------------

「

土地政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	土地政策課長	都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく許可、証明、請求等の事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

に、

「

建築安全推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築安全推進課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業、建築物等耐震化促進事業並びに長期優良住宅の普及の促進に関する事務並びに各種証明用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	---

を

「

建築安全推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築安全推進課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業並びに建築物
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	--

に、

							等耐震化促進事業に関する事務並びに各種証明用
--	--	--	--	--	--	--	------------------------

「

土木管理課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	土木管理課長	道路及び河川等の境界明示、道路、河川等及び法定外公共物の占有、工事承認及び目的外使用、道路、水路用地等の財産管理並びに道路運送及び車両制限に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

を

「

土木管理課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	土木管理課長	道路及び河川等の境界明示、道路、河川等及び法定外公共物の占有、工事承認、道路、水路用地等の財産管理並びに道路運送及び車両制限に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	---

に、

「

地域総務課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所地域総務課	自主防災組織助成事業、自治会・町内会に係る補助、被災
----------------	----	----	-----	-----	---	-----------	----------------------------

」

						長	者の援護、鳥獣飼養登録、住居表示の維持管理、地縁による団体、改葬の許可及び市営墓地の利用（清水区役所に限る。）に関する事務並びに行政区画及び住所変更証明用	を
--	--	--	--	--	--	---	---	---

「

地域総務課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所地域総務課長	自主防災組織助成事業、自治会・町内会に係る補助、被災者の援護、住居表示の維持管理、地縁による団体、改葬の許可及び市営墓地の利用（清水区役所に限る。）に関する事務並びに行政区画及び住所変更証明用	に、
----------------	----	----	-----	-----	---	------------	--	----

「

戸籍住民課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所戸籍住民課長	住民基本台帳、個人番号、印鑑並びに署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書並びに認	を
----------------	----	----	-----	-----	---	------------	--	---

							証業務情報の開示に関する事務用
戸籍住民課 専用市長印	3	隸書	正方形	方6	12	各区役 所戸籍 住民課 長	住民基本台帳に関する事務用

」

「

戸籍住民課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役 所戸籍 住民課 長	住民基本台帳、個人番号、印鑑並びに署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書並びに認証業務情報の開示に関する事務用
----------------	----	----	-----	-----	---	------------------------	---

に、

」

「

支所専用市 長印	14	隸書	正方形	方21	1	蒲原支 所長	支所に関する一般文書、住民基本台帳、個人番号、印鑑、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書並びに認証業務情報の開示並びに鳥獣飼養登録に関する事務並びに住居表示、行政区画及び住所変更に係る証明用
支所専用市	3	隸書	正方形	方6	3	各区役	住民基本台帳に関

を

長印						所支所 長	する事務用
----	--	--	--	--	--	----------	-------

「

支所専用市 長印	14	隸書	正方形	方21	1	蒲原支 所長	支所に関する一般 文書、住民基本台 帳、個人番号、印鑑、 署名用電子証明書 及び利用者証明用 電子証明書並びに 認証業務情報の開 示に関する事務並 びに住居表示、行政 区画及び住所変更 に係る証明用
-------------	----	----	-----	-----	---	-----------	---

」

改め、同表の3区長印の表中

「

戸籍住民課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	33	各区役 所戸籍 住民課 長	戸籍、住民基本台 帳、特別永住者及び 中長期在留者の住 居地届出、特別永住 者証明書、特別永住 許可、印鑑、身分の 証明、埋火葬、斎場 の利用、霊柩自動車 の利用並びに自動 車の臨時運行の許 可に関する事務用
戸籍住民課	15	隸書	正方形	方12	21	各区役	戸籍及び住民基本

を

専用区長印						所 戸 籍 住 民 課 長	台帳に関する事務 用
-------	--	--	--	--	--	---------------------	---------------

戸籍住民課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	29	各 区 役 所 戸 籍 住 民 課 長	戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明、埋火葬、斎場の利用並びに自動車の臨時運行の許可に関する事務用
戸籍住民課 専用区長印	15	隸書	正方形	方12	19	各 区 役 所 戸 籍 住 民 課 長	戸籍及び住民基本台帳に関する事務用

戸籍住民課 専用区長印	15	隸書	長方形	縦4 横6	11	各 区 役 所 戸 籍 住 民 課 長	個人番号に関する事務用
----------------	----	----	-----	----------	----	------------------------------	-------------

戸籍住民課 専用区長印	15	隸書	長方形	縦4 横6	6	各 区 役 所 戸 籍 住 民 課	個人番号に関する事務用
----------------	----	----	-----	----------	---	-------------------------	-------------

						長	
--	--	--	--	--	--	---	--

保険年金課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	3	各区役 所保険 年金課 長	国民健康保険に係 る照会及び証明並 びに国民健康保険 料(税)の減免に関 する事務並びに国 民年金及び特別障 害給付金に係る証 明用
保険年金課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	2	葵区役 所保険 年金課 長及び 駿河区 役所保 険年金 課長	国民年金及び特別 障害給付金に係る 証明用(自動認証機 用)
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	2	井川支 所長及 び長田 支所長	支所に関する一般 文書並びに戸籍、住 民基本台帳、印鑑、 身分の証明並びに 埋火葬、斎場の利用 及び霊柩自動車の 利用の許可に関する 事務用
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	1	蒲原支 所長	支所に関する一般 文書並びに戸籍、住 民基本台帳、特別永

を

							住者及び中長期在留者の住居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明並びに埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用及び自動車の臨時運行の許可に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	--

「

保険年金課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	3	各区役 所保 険 年 金 課 長	国民健康保険に係る照会及び証明並びに国民健康保険料(税)の減免に関する事務用
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	2	井川支 所長及 び長田 支所長	支所に関する一般文書並びに戸籍、住民基本台帳、印鑑、身分の証明並びに埋火葬及び斎場の利用の許可に関する事務用
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	1	蒲原支 所長	支所に関する一般文書並びに戸籍、住民基本台帳、特別永住者証明書、印鑑、身分の証明並びに埋火葬、斎場の利

に

							用及び自動車の臨時運行の許可に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	-----------------------

改め、同表の4その他の印の表中

修了証書等 専用こども 園長印	20	隸書	正方形	方30	52	各こども園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用	を
-----------------------	----	----	-----	-----	----	--------	-------------------	---

修了証書等 専用こども 園長印	20	隸書	正方形	方30	50	各こども園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用	に、
-----------------------	----	----	-----	-----	----	--------	-------------------	----

医事課専用 病院長印	23	隸書	正方形	方21	1	医事課長	病院関係証明用	を
---------------	----	----	-----	-----	---	------	---------	---

清水病院事務局専用 病院長印	23	隸書	正方形	方21	1	清水病院事務局次長	病院関係証明用	に、
-------------------	----	----	-----	-----	---	-----------	---------	----

病院専用 企業出納員印	24	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長	病院出納事務用	を
----------------	----	----	-----	-----	---	----------	---------	---

病院専用企業出納員印	24	隸書	正方形	方21	1	清水病院事務局次長	病院出納事務用	に
------------	----	----	-----	-----	---	-----------	---------	---

改める。

別表第4中

11	清水病院 静岡市長 〇〇課専用	を	11	清水病院事務局 静岡市長 専用	に、
----	-----------------------	---	----	-----------------------	----

23	医事課 静岡立病院 専用	を	23	清水病院事務局 静岡立病院 専用	に改める。
----	--------------------	---	----	------------------------	-------

第2条 静岡市公印規則の一部を次のように改正する。

別表第3の1市印の表中

障害者支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	10	各福祉事務所障害者支援課長	障害福祉制度における資格及び給付に関する事務用	を
------------	---	----	-----	------------	----	---------------	-------------------------	---

障害者支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	3	各福祉 事務所 障害者 支援課 長	障害福祉制度にお ける資格及び給付 に関する事務用	に、
----------------	---	----	-----	------------	---	-------------------------------	---------------------------------	----

子育て支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	12	各福祉 事務所 子育て 支援課 長	子ども医療費、ひと り親家庭等医療費 及び児童扶養手当 の受給者の資格並 びに子どものため の教育・保育給付を 受ける資格に関す る事務用	を
----------------	---	----	-----	------------	----	-------------------------------	--	---

子育て支援課 専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	10	各福祉 事務所 子育て 支援課 長	子ども医療費、ひと り親家庭等医療費 及び児童扶養手当 の受給者の資格並 びに子どものため の教育・保育給付を 受ける資格に関す る事務用	に、
----------------	---	----	-----	------------	----	-------------------------------	--	----

蒲原出張所専 用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	1	蒲原出 張所長	介護保険被保険者 の資格及び介護保
---------------	---	----	-----	------------	---	------------	----------------------

							険の給付、障害福祉 制度における資格 及び給付並びに子 ども医療費、ひとり 親家庭等医療費及 び児童扶養手当の 受給者の資格に関 する事務用	を
--	--	--	--	--	--	--	---	---

蒲原出張所専 用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	1	蒲原出 張所長	介護保険被保険者 の資格及び介護保 険の給付、障害福祉 制度における資格 及び給付並びに子 ども医療費、ひとり 親家庭等医療費及 び児童扶養手当の 受給者の資格並び に子どものための 教育・保育給付を受 ける資格に関する 事務用	に
---------------	---	----	-----	------------	---	------------	--	---

改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和8年5月7日から施行する。

静岡市規則第52号

静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

静岡市職員被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	作業服 1	2 着	夏服 2年 冬服 2年	
(1) 乗用自動車の運転業務に従事する職員				
(2) 工事監督、測量、検査等の業務に従事する職員				
(3) 農業土木工事の監督、測量等の業務に従事する職員				
(4) と畜検査業務又は防疫の作業に従事する職員				
(5) 試験研究又は調査研究業務に従事する職員				
(6) 計量器の検査等の業務に従事する職員				
(7) 観光施設、スポーツ施設等の維持管理業務に従事する職員				
(8) 発掘作業等に従事す				

を

る職員 (9) 廃棄物指導等の業務に従事する職員 (10) 野生鳥獣対策等の業務に従事する職員 (11) その他市長が指定する職員				
--	--	--	--	--

「

1 (1) 乗用自動車の運転業務に従事する職員 (2) 工事監督、測量、検査等の業務に従事する職員 (3) 農業土木工事の監督、測量等の業務に従事する職員 (4) と畜検査業務又は防疫の作業に従事する職員 (5) 試験研究又は調査研究業務に従事する職員 (6) 計量器の検査等の業務に従事する職員 (7) 観光施設、スポーツ施設等の維持管理業務に従事する職員 (8) 発掘作業等に従事する職員	作業服 1	2 着	夏服 4年 冬服 4年	
--	-------	-----	----------------	--

に

(9) 廃棄物指導等の業務 に従事する職員				
(10) 野生鳥獣対策等の業 務に従事する職員				
(11) その他市長が指定す る職員				

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市職員被服貸与規則の規定により貸与された被服については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第53号

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条から第16条までを削る。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職務の級 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については、これに相当する職務の級をいう。
- （2）家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

2 前項第1号で定めるこれに相当する職務の級とは、次に掲げる基準によるものとする。

- （1）給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表による。
- （2）給与条例第34条に規定する職員の行政職給料表に相当する職務の級は、用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して任命権者が定める。

第3条の次に次の25条を加える。

（旅行役務提供者）

第4条 条例第2条第7号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- （2）鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- （3）海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（本市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第1項第7号の市規則で定めるものは、カード等とする。

（外国旅行）

第5条 条例第3条第2項第7号に規定する市規則で定める外国旅行は、第21条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第6条 条例第3条第5項の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、疾病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第19条、第21条第1項及び第24条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項の市規則で定めるものは、条例第8条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用の

いずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第16条、第17条、第19条、第20条、第21条第1項及び第22条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第7条 条例第3条第6項の市規則で定める事情とは、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する市規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及び市規則の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額  
(損失又は喪失した旅費額の請求)

第8条 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給を受けることができる者が条例第7条の規定により前2条に規定する損失又は喪失した旅費額を請求する場合には、その損失又は喪失を証明する書類を旅費請求書に添付しなければならない。

(旅行命令書等)

第9条 条例第4条第4項に規定する旅行命令書等の様式は、市長が別に定める。

(旅行命令等の変更の申請)

第10条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費の種目)

第11条 条例第6条の規定により市規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員及び固定資産評価員（以下「市長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により5級以下の職務にある職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第15条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
  - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が5級以下の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものを含む。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。
- (1) 内国旅行の場合であって、市長等が移動する場合には、最上級の運賃の額
  - (2) 外国旅行の場合であって、市長等が移動する場合には、最上級の運賃の額（次号に掲げる場合を除く。）
  - (3) 外国旅行の場合であって、等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動する場合には、最上級の運賃の額の直近下位の級の運賃の額
- （その他の交通費）

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、第3号に掲げる移動で市長が別に定めるものにあつては、1キロメートルにつき18円とする。

- (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国に

おけるこれに相当するものを含む。) を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。) その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。) の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。) 別表第2に定める額(以下「宿泊費基準額」という。) とする。この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長等」と、「10級以下の者」とあるのは「9級以下の職務にある者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 会議において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 会議に出席するため市長等の旅行に同行する者が市長等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による額(第21条第1項において「交通費」という。) 及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、条例及び規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するとき、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額と

する。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
  - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3のとおりとする。ただし、条例及び規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第22条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第23条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（条例第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第24条 条例第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第25条 条例第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(給与の種類)

第26条 条例第7条第5項及び条例第9条第3項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(旅費の支給額の上限)

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15号各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目につ

いて第16条、第17条、第19条、第20条、第21条第1項及び第22条並びに条例第6号の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第28条 外国旅行における旅費の支給に関し、この規則に定めのないものについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の外国旅行に関する規定を準用する。

別表中「第3条関係」を「第2条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第54号

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則（平成21年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条の2第1項」を「第13条の2第1項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第13条の2第1項第2号に規定する市規則で定める職は、獣医師とする。
- 3 条例第13条の2第1項第3号に規定する市規則で定める職は、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、土木、建築、機械若しくは電気又は水道に係る工事の設計、管理等に関する専門的知識を必要とする職とする。

第3条を次のように改める。

（支給される職員の範囲）

第3条 条例第13条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- （1）前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）を卒業した日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われた者
- （2）前条第2項に規定する職に採用された職員
- （3）前条第3項に規定する職に採用された職員

第4条中「35年」の次に「（第2条第2項に規定する職にある職員にあつては15年、同条第3項に規定する職にある職員にあつては5年）」を加える。

第5条第1項中「35年」を「第2条第1項に規定する職にある職員にあつては35年、同条第2項に規定する職にある職員にあつては15年、同条第3項に規定する職にある職員にあつては

5年」に改め、「月額は、」の次に「職員の区分及び」を、「この場合において」の次に「、第2条第1項に規定する職にある職員で」を、「期間)」の次に「、第2条第2項に規定する職にある職員で、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から採用の日までの期間が4年を超えることとなる職員に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）」を加える。

第6条中「すでに」を「既に」に改め、「35年」の次に「(第2条第2項に規定する職にある職員にあつては15年、同条第3項に規定する職にある職員にあつては5年)」を加える。

別表を次のとおり改める。

別表（第5条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	月額	月額	月額
1年未満	310,800円	30,000円	10,000円
1年以上2年未満	310,800円	30,000円	8,000円
2年以上3年未満	310,800円	30,000円	6,000円
3年以上4年未満	310,800円	30,000円	4,000円
4年以上5年未満	310,800円	30,000円	2,000円
5年以上6年未満	310,800円	30,000円	
6年以上7年未満	310,800円	27,000円	
7年以上8年未満	310,800円	24,000円	
8年以上9年未満	310,800円	21,000円	
9年以上10年未満	310,800円	18,000円	
10年以上11年未満	310,800円	15,000円	
11年以上12年未満	310,800円	12,000円	
12年以上13年未満	310,800円	9,000円	
13年以上14年未満	310,800円	6,000円	
14年以上15年未満	310,800円	3,000円	
15年以上16年未満	310,800円		
16年以上17年未満	307,500円		
17年以上18年未満	304,200円		
18年以上19年未満	300,900円		

19年以上20年未満	297,600円		
20年以上21年未満	294,300円		
21年以上22年未満	283,300円		
22年以上23年未満	271,300円		
23年以上24年未満	258,800円		
24年以上25年未満	246,300円		
25年以上26年未満	233,800円		
26年以上27年未満	218,300円		
27年以上28年未満	202,800円		
28年以上29年未満	187,300円		
29年以上30年未満	171,800円		
30年以上31年未満	155,300円		
31年以上32年未満	138,800円		
32年以上33年未満	122,300円		
33年以上34年未満	104,300円		
34年以上35年未満	86,300円		

備考 この表において、1項職員とは第2条第1項の職にある職員を、2項職員とは同条第2項の職にある職員を、3項職員とは同条第3項の職にある職員をいう。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第55号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「				
	診療部長	120,000円		を
				」
「				
	局理事 診療部長	120,000円		に、
				」
「				
	副区長 市長公室長			を
				」
「				
	副区長			に、
				」
「				
	担当局次長 担当部長	106,400円		を
				」
「				
	担当部長	106,400円		に、
				」



## 静岡市規則第56号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を「第21条」に改める。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援時間」に改める。

第13条第1項各号を次のように改める。

- (1) 年次有給休暇が認められていない職員であって、6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数
- ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる職員 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この項において「特定日」という。）以後の1年間において10日
- (ア) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員
- (イ) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの
- (ウ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が217日以上であるもの
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる職員 特定日以後の1年間において、次の(ア)に掲げる職員にあつては別表第1の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、次の(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数
- (ア) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）
- (イ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が48日以上

216日以下であるもの

(2) 年次有給休暇が認められていない職員であつて、前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号ア（ア）から（ウ）までに掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において10日

イ 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において、前号イ（ア）に掲げる職員にあつては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、前号イ（イ）に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

(3) 第1号又はこの号の規定により年次有給休暇が認められた職員である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア（ア）から（ウ）までに掲げる職員で、特定日（第1号に掲げる場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。）から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において10日に、別表第3の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員で、特定日から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、第1号イ（ア）に掲げる職員にあつては別表第4の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、第1号イ（イ）に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

(4) 第2号又はこの号の規定により年次有給休暇が認められた職員である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア（ア）から（ウ）までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この号において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、別表第5の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上

継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの。それぞれ次の1年間において、第1号イ（ア）に掲げる職員にあっては別表第6の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、第1号イ（イ）に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項の「継続勤務」とは原則として同一任命権者において、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職、同法第29条第1項の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業及び労働基準法第67条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

第18条第5項中「別表第3第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号から第10号まで、第12号」を「別表第8第1号から第12号まで」に改める。

第30条を第39条とし、第23条から第29条までを9条ずつ繰り下げ、第22条の次に次の9条を加える。

（第1号子育て支援時間の承認）

第23条 条例第17条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て支援時間（以下「第1号子育て支援時間」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 会計年度任用職員に対する第1号子育て支援時間の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号子育て支援時間の承認）

第24条 条例第17条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て支援

時間（以下「第2号子育て支援時間」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て支援時間を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て支援時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(条例第17条第2項で定める1年の期間)

第25条 条例第17条第2項で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(条例第17条第2項第2号の市規則で定める時間)

第26条 条例第17条第2項第2号で定める時間は、当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

(条例第17条第3項の市規則で定める特別の事情)

第27条 条例第17条第3項で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の同条第1項に規定するものの養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(子育て支援時間の承認の請求手続)

第28条 第1号子育て支援時間及び第2号子育て支援時間（以下「子育て支援時間」という。）の承認の請求は、子育て支援時間承認請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 任命権者は、子育て支援時間の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出)

第29条 子育て支援時間の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合

(2) 子育て支援時間に係る子が死亡した場合

(3) 子育て支援時間に係る子が職員の子でなくなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 前条第2項の規定は、子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出について

準用する。この場合において、「子育て支援時間の承認の請求」とあるのは「子育て支援時間に係る子を養育しなくなった場合等の届出」と、「当該請求をした職員」とあるのは「当該届出をした職員」と読み替えるものとする。

(子育て支援時間の承認の取消事由等)

第30条 条例第17条第6項において読み替えて準用する地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 子育て支援時間をしている職員について当該子育て支援時間に係る子以外の子に係る子育て支援時間を請求しようとするとき。
- (2) 第29条第1項各号に掲げる場合に該当するとき。
- (3) 職員が第3項変更をしたとき。

(子育て支援時間の実績の報告)

第31条 子育て支援時間をしている職員は、その実績を第1号子育て支援時間実績報告書(様式第3号)又は第2号子育て支援時間実績報告書(様式第4号)により、翌月5日までに任命権者に届け出なければならない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

1週間の勤務 日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

別表第2 (第13条関係)

1週間の勤務 日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

別表第5を別表第10とし、別表第4を別表第9とし、別表第3中「別表第4」を「別表第9」に、「別表第5」を「別表第10」に、

<p>10 職員が、次に掲げる者の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴いアに掲げる者の世話をを行うこと又はアに掲げる者の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）</p> <p>イ 職員の父母（配偶者等の父母を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

を

<p>10 職員が、次に掲げる者の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

<p>休業その他これに準ずるものとして 任命権者が定める事由に伴いアに掲 げる者の世話をを行うこと又はアに掲 げる者の教育若しくは保育に係る行 事のうち任命権者が定めるものに参 加することをいう。)のため勤務しな いことが相当であると認められる場 合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始 期に達するまでの子（配偶者等の 子を含む。）</p> <p>イ 職員の父母（配偶者等の父母を 含む。）</p> <p>ウ 職員の孫、配偶者等その他任命 権者が定める者</p>	に
---	---

」

改め、同表を別表第8とし、別表第2の2を別表第7とし、別表第2の次に次の4表を加える。

別表第3（第13条関係）

特定日から起算し た継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第4（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
特定日から 起算した継 続勤務期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日

	6年以上	15日	11日	7日	3日
--	------	-----	-----	----	----

別表第5（第13条関係）

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第6（第13条関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日か ら 72日ま で
6月経過 日から起 算した継 続勤務期 間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

別表第10の次に次の4様式を加える。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6月以上の任期を定めて採用された会計年度任用職員又は6月以上の期間を定めて任期を更新された会計年度任用職員（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対する第13条第1項第1号アの規定の適用については、同ア中「6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。
- 3 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員に対する年次有給休暇に関する規定の適用については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第57号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「清水市税事務所、井川支所」を「清水市税事務所」に改め、「環境保健研究所」の次に「、井川支所」を加える。

第4条中「会計管理者、物品出納員又は物品分任出納員」を「会計管理者、区会計管理者、物品出納員、区物品出納員、物品分任出納員、区物品分任出納員（以下「会計管理者等」という。）」に改める。

第5条第1項第2号ウ中「1万円未満」を「3万円未満」に改める。

第15条中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員等」を「会計管理者等」に改める。

第17条中「会計管理者、区会計管理者、物品出納員又は区物品出納員」を「会計管理者等」に改める。

第23条中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員等」を「会計管理者等」に改める。

第24条中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員、区物品出納員」を「会計管理者等」に改める。

第27条第1項中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員、区物品出納員」を「会計管理者等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により備品を一時貸与する場合、会計管理者等は、物品管理簿その他の物品の管理に係る帳簿等に一時貸与する備品、一時貸与を受けようとする主管等の必要事項を記録しなければならない。

第29条第1項の表中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員等」を「会計管理者等」に改める。

第31条第1項中「物品出納員等」を「会計管理者等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第5条第1項第1号に規定する備品

第32条の表中

「

備品台帳	会計管理者、区会計管理者、物品出納員、 区物品出納員及び主管の長	を
重要物品台帳（様式第19号）	会計管理者、区会計管理者、物品出納員、 区物品出納員及び主管の長	

」

「

備品台帳	記録する者	に
重要物品台帳（様式第19号）	会計管理者等及び主管の長	

」

改める。

第34条中「以上」の次に「区会計管理者及び」を加える。

第35条第1項中「財政局財政部管財課長」を「財政局財政部庁舎管理課長」に、「管財課長」を「庁舎管理課長」に改め、同条第2項中「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

第37条第1項及び第2項中「会計管理者、区会計管理者又は物品出納員等」を「会計管理者等」に改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第58号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号キ中「省令第28条第1項」を「省令第27条の3第1項又は第28条第1項」に、「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書」に改め、同号ク中「第27条第3項」の次に「、第27条の3第2項」を加え、「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書」を「診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用予定届出書」に改め、同号サ中「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届出書」に改める。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第25号（注）1及び様式第26号（注）1中「器具」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

様式第27号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市医療法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市医療法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第59号

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び第28条の3第1項」を「、第28条の3第1項及び第28条の22」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）法第30条の15第1項に掲げる小学校就学前子どもに係る認定の申請書 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第2号の3）

第3条第2項中「認定は、」を「認定は」に改め、「様式第3号の3）に」の次に「、法第30条の15第3項の規定による乳児等支援給付認定の結果の通知は乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第3号の4）に」を加える。

第8条第1項中「様式第9号の2）に」の次に「、法第30条の17に規定する申請書は乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（様式第9号の3）に」を加え、同条第2項中「様式第10条の2」を「様式第10号の2」に改める。

第9条中「様式第13号」を「様式第13号の2」に、「様式第13号の2」を「様式第13号の3」に、「様式第13号の3」を「様式第13号の4」に、「よるものとする」を「、府令第28条の25に規定する乳児等支援給付認定の取消しの通知は乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第13号の5）によるものとする」に改め、同条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（認定の取消しの届出）

第9条 乳児等支援給付認定を受けたものは、法第30条の18第1項各号に掲げる場合に該当したときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消届出書（様式第13号）により市に届け出るものとする。

第24条を第29条とし、第23条の次に次の5条を加える。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の申請等）

第24条 法第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園事業者の確認の申請は、特定乳児

等通園支援事業者確認申請書(様式第39号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 乳児等通園支援を行う事業の認可証等の写し
- (3) 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要を示す書面
- (4) 運営規程
- (5) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を示す書面
- (6) 従業員の勤務の体制及び勤務形態を示す書面
- (7) 資産の状況を明らかにする書類
- (8) 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項を示す書面
- (9) 法第54条の3において準用する法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
- (10) 役員の氏名、生年月日及び住所を示す書面
- (11) 市長が別に定める付表その他必要と認める事項を記載した書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査した上、確認の可否を決定し、特定乳児等通園支援事業者確認(不確認)通知書(様式第40号)により、当該申請者に通知するものとする。

(特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請)

第25条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(様式第41号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要を示す書面
- (2) 従業員の勤務の体制及び勤務形態を示す書面

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査した上、確認の変更の可否を決定し、特定乳児等通園支援事業者変更決定(不決定)通知書(様式第42号)により、当該申請者に通知するものとする。

(特定乳児等通園支援事業に係る変更の届出等)

第26条 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による特定乳児等通園支援事業者の名称等の変更の届出は、特定乳児等通園支援事業変更届(様式第43号)によるものとする。

2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少の届出は、特定乳児等通園支援事業利用定員減少届(様式第44号)によ

るものとする。

(特定乳児等通園支援事業者の辞退)

第27条 法第54条の3において準用する法第48条の規定により特定乳児等通園支援事業者に係る法第54条の2第1項の確認を辞退しようとする者は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(様式第45号)を市長に提出しなければならない。

(乳児等通園支援事業の利用料)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業に係る経費の一部について、子ども1人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業者において設定した額を利用者から徴収することができる。

様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号の3の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第9号の2の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第13号中「第9条関係」を「第9条の2関係」に改め、同様式を様式第13号の2とし、様式第13号の2中「第9条関係」を「第9条の2関係」に改め、同様式を様式第13号の3とし、様式第13号の3中「第9条関係」を「第9条の2関係」に改め、同様式を様式第13号の4とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第13号の4の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第32号中「第43条第2項」を「第46条第2項」に改める。

様式第38号の次に次の7様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第60号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

「

静岡市立和田島こども園	65人	37人	15人	13人	10人	3人
静岡市立蒲原西部こども園	50人	0人(3人)	34人	13人	10人	3人

を

」

「

静岡市立和田島こども園	65人	37人	15人	13人	10人	3人
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	----

に、

」

「

静岡市立入山こども園	30人	0人(3人)	19人	8人	6人	2人
静岡市立由比こども園	75人	60人	15人	0人	0人	0人
静岡市立由比中央こども園	100人	0人(3人)	61人	36人	30人	6人

を

」

「

静岡市立入山こども園	30人	0人(3人)	19人	8人	6人	2人
静岡市立由比中央こども園	70人	9人	38人	23人	20人	3人

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第61号

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則を廃止する規則

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第112号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第62号

静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市子ども医療費助成規則（平成15年静岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イを次のように改める。

イ 幼児及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であつて、診療時間（市長が別に定める時間をいう。以下同じ。）内に受診したものの医療に関する給付に要する費用について医療保険各法の規定により当該子ども及びその保護者が負担すべき額から高額療養費等の額を控除した額

第4条第2号イの次に次のように加える。

ウ 幼児及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であつて、診療時間外に受診したものの医療に関する給付に要する費用について医療保険各法の規定により当該子ども及びその保護者が負担すべき額から高額療養費等の額及び医療に関する給付（薬局で受ける場合を除く。）1回につき500円（当該保護者が負担すべき額が500円に満たない場合は、その額）を控除した額

エ 児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）医療に関する給付に要する費用について医療保険各法の規定により当該子ども及びその保護者が負担すべき額から高額療養費等の額及び医療に関する給付（薬局で受ける場合を除く。）1回につき500円（当該保護者が負担すべき額が500円に満たない場合は、その額）を控除した額

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「第10号」を「第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の際、現にこの規則による改正前の静岡市子ども医療費助成規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により交付されている子ども医療費受給者証は、この規則による改正後の子ども医療費助成規則第6条第1項の規定により交付された子ども医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第63号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条総務課の所掌事務中（24）を（25）とし、（5）から（23）までを（6）から（24）までとし、（4）の次に次のように加える。

（5）静岡市公文書等管理審査会に関する事。

第4条産業政策課の所掌事務中（11）を（12）とし、（2）から（10）までを（3）から（11）までとし、（1）の次に次のように加える。

（2）地域未来戦略に関する事。

第4条建築安全推進課の所掌事務（14）中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第64号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、市長公室長」を削り、同条第7号中「井川支所長、日本平動物園長、環境保健研究所長」を「日本平動物園長、環境保健研究所長、井川支所長」に、「事務分掌規則第25条第1項に規定する事務長」の次に「並びに事務分掌規則第26条第1項に規定する事務局次長」を加え、同条第8号中「市場長補佐」の次に「並びに事務分掌規則第26条第1項に規定する次長補佐」を加える。

第4条第3号中「、担当局次長」を削る。

第5条第1項中「市長公室、」を削り、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第3項中「総務局にあつては総務課を、」を削る。

第10条第1項の表中

局次長等（局に部を置く局の局次長を除く。）	専決事項に応じて市長が指定する担当局次長又は主務課長等（局内で完結するものに限る。）	を
-----------------------	--	---

局次長等（局に部を置く局の局次長を除く。）	専決事項に応じて市長が指定する主務課長等（局内で完結するものに限る。）	に、
-----------------------	-------------------------------------	----

担当局次長及び担当部長	主務課長等	を
-------------	-------	---

「

担当部長	主務課長等
------	-------

に  
」

改める。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

2 所管事務を決定すること。	危機管理 監	統括監及び 理事（局長等 を上とする理 事に限る。）	担当局長、担当 部長、観光政 策監、環境 政策監、子 育て教育 政策監、理 事（局長等 を上とする理 事を除く。） 及び参与
----------------	-----------	-------------------------------------	---

を  
」

「

2 所管事務を決定すること。	危機管理 監	統括監、局 理事及び 理事（局長 等を上とする理 事に限る。）	担当部長、 観光政策 監、環境政 策監、子育 て教育政 策監、理事 （局長等 を上とする理 事を除く。）
----------------	-----------	---	--

に、  
」

			及び参与	
--	--	--	------	--

「

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>副市長及び危機管理監</p>	<p>局長等、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>局次長等、部長等、担当局次長、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>
<p>7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>副市長（国内旅行に限る。）、危機管理監及び局長等</p>	<p>統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当局次長、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>

を

			部長に準ずる者、参与及び課長等	
--	--	--	-----------------	--

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長及び危機管理監	局長等、統括監、局理事及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	局次長等、部長等、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与	課長等及び担当課長その他の所属職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長（内国旅行に限る。）、危機管理監及び局長等	統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事	担当課長その他の所属職員

に、

			を除く。)、 部長に準 ずる者、参 与及び課 長等	
--	--	--	---------------------------------------	--

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関する事。	危機管理 監及び局 長等	統括監、局 次長等、部 長等及び 理事（局長 等を上司 とする理 事に限 る。）	担当局次 長、担当部 長、観光政 策監、環境 政策監、子 育て教育 政策監、理 事（局長等 を上司と する理事 を除く。）、 部長に準 ずる者、参 与及び課 長等	担当課長 その他の 所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。	危機管理 監及び局 長等	統括監、局 次長等、部 長等及び 理事（局長 等を上司 とする理 事に限 る。）	担当局次 長、担当部 長、観光政 策監、環境 政策監、子 育て教育 政策監、理 事（局長等	担当課長 その他の 所属職員

を

			を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等	
--	--	--	-------------------------------	--

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関する事。	危機管理監及び局長等	統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長 その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。	危機管理監及び局長等	統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事	担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等	担当課長 その他の所属職員

に

		に限る。)	を上 司と する 理事 を除く。)、 部長に準 ずる者、参 与及び課 長等	
--	--	-------	---	--

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中「総務局  
市長公室」を「総務局」に改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中秘書課に関する事項及び広報課に関する事項を削る。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中人事課に関する事項の表中

「

8 職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間に関する事				○	を
---------------------------	--	--	--	---	---

」

「

8 職員の組合休暇、介護休暇、介護時間及び子育て支援時間に関する事				○	に
-----------------------------------	--	--	--	---	---

」

改め、同事項の次に次のように加える。

秘書課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	課長
1 被表彰者の決定に関する事		○			

広報課に関する事項

専決者	副市長	局長	局次長	課長

専決事項				
1 広報紙を発行すること。			○	
2 市政に関する市民の要望事項の取りまとめに関すること。			重要なもの	○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中企画課に関する事項を総合政策課に関する事項とし、同事項の次に次のように加える。

社会共有資産利活用推進課に関する事項

	専決者	副市長	局長	局次長	課長
専決事項					
1 公有財産（不動産に限る。）の調書を作成すること。					○
2 建物総合損害共済及び賠償補償保険の契約に関すること。					○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中管財課に関する事項を庁舎管理課に関する事項とし、同事項の表を次のように改める。

	専決者	副市長	局長	局次長	部長	課長
専決事項						
1 公有財産（不動産を除く。）の調書を作成すること。						○
2 物品管理の統括に関すること。						○
3 会計管理者が保管中の在庫物品の出納を命令すること。						○
4 物品の不用の決定（静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）第31条第1項各号に掲げる物品に係るもの（葵区役所に係るものを含む。）に限る。）をすること。						○
5 インターネットにより売り払う物品の決定及び契約をすること。						○
6 古紙等の売払いに関すること。						○

7 車両の売払いの決定及び契約をすること。					○
8 庁内の取締りに関すること。					○
9 警備員の勤務割りに関すること。					○
10 庁内遺失物に関すること。					○
11 電話の維持管理に関すること。					○
12 庁舎の使用許可に関すること。					○
13 車両保険契約に関すること。					○
14 共用自動車の配車に関すること。					○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中「市民局」を「観光文化・市民局」に改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項福祉総務課に関する事項の表中

「

13 知的障害者居宅生活支援事業等に係る報告聴取等に関すること。					○
----------------------------------	--	--	--	--	---

を

」

13 知的障害者居宅生活支援事業等に係る報告聴取等に関する事 と。					○
14 生活保護費徴収金及び生活保 護費返還金並びにこれらに係る 督促手数料、延滞金及び加算金 の滞納処分に係る調査及び検査 を実施すること。					○
15 生活保護費徴収金及び生活保 護費返還金並びにこれらに係る 督促手数料、延滞金及び加算金 の滞納処分、換価猶予及び交付 要求の決定をすること。					○

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項介護保険課に関する事項の表を次のように改める。

専決事項 \ 専決者	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 介護保険の利用者負担、食費 並びに居住費及び滞在費の減額 又は免除の決定をすること。					○
2 介護保険の第1号被保険者の 保険料の減額又は免除を決定す ること。					○
3 介護保険の不正利得に関する こと。				○	
4 介護保険の第1号被保険者の 資格及び被保険者証に関する事 と。					○

5 介護保険の保険給付費の審査及び決定に関する事 こと。					○
6 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定に関する事 こと。					○
7 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定の取消しに関する事 こと。				○	
8 介護保険施設の指定及び許可並びに指定及び許可の取消しに関する事 こと。				○	
9 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費の支給に関する事 こと（介護保険課の所管に属するものに限る。）。					○
10 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に係る事業者の指定に関する事 こと。					○
11 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に係る事業者の指定の取消しに関する事 こと。				○	

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中福祉債権収納対策課に関する事項を福祉債権滞納対策課に関する事項とし、同事項の表を次のように改める。

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険の第1号被保険者の保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の滞納処分に係る					○

調査及び検査を実施すること。					
2 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険の第1号被保険者の保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の滞納処分、換価猶予及び交付要求の決定をすること。					○
3 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の第1号被保険者の保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の滞納処分の執行を停止すること。				○	
4 証券等による徴収金に係る納付（納入）の委託及び再委託に關すること。					○
5 繰上徴収に關すること。					○
6 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の第1号被保険者の保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の徴収猶予の決定をすること。					○
7 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の第1号被保険者の保険料に係る督促手数料、延滞金及び加算金の減額又は免除の決定をすること。					○

8 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の第1号被保険者の保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の徴収の嘱託に関すること。					○
--	--	--	--	--	---

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項こども未来課に関する事項の表中「(こども未来課の所管に属するものに限る。)」を削る。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中こども園課に関する事項をこども園運営課に関する事項とする。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中交通政策課に関する事項及び景観まちづくり課に関する事項を次のように改める。

景観まちづくり課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 土地区画整理清算金の供託に関すること。					○

交通政策課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく路外駐車場に係る報告書の徴収及び立入検査に関すること。					○
2 駐車場法に基づく路外駐車場に係る是正命令及びこれに付随する供用停止命令に関すること。					○
3 保管した自転車等の売払いに関すること。					○

別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項清水病院（病院事務局を除く。）に関する事項の次に次のように加える。

病院事務局に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	事務局 長	事務局 次長
1 支出予算の流用をすること。		5,000万 円以上	5,000 万円未 満		3,000 万円未 満	1,000 万円未 満
2 予備費を充当すること。		5,000万 円以上	5,000 万円未 満		3,000 万円未 満	1,000 万円未 満
3 企業債借入れの申込みをすること。					○	
4 一時借入金の申込みをすること。					○	
5 収支日表を検閲すること。					○	
6 償還年次表に基づき既決市債の元利を償還すること。						○
7 事務報告及び財産表に関すること。						○
8 収入支出科目を新設すること。						○
9 院内の取締に関すること。						○
10 宿・日直の勤務割りをすること。						○
11 院内遺失物に関すること。						○
12 院内放送をすること。						○
13 物品の修理及び加工の契約を						○

すること。					
14 物品の買入れの契約をすること。					○
15 不用品の売払いの決定及び契約をすること。					○
16 使用物品の管理に関すること。					○
17 棚卸日を決定し、棚卸立会人を指定すること。					○
18 院内電話の維持管理に関すること。					○
19 車両保険契約に関すること。					○
20 火災保険契約に関すること。					○
21 診療報酬等の分納に関すること。					○
22 診療報酬等の過誤納金の還付に関すること。					○

別表第2 個別専決事項2 出先機関個別専決事項病院経営企画課に関する事項及び医事課に関する事項を削る。

別表第2 個別専決事項3 区役所個別専決事項地域総務課に関する事項の表中

「

25 愛玩のための鳥獣飼養登録に関すること。					○
26 区役所の職員の職務に専念する義務の免除に関すること（人間ドックの受診及び献血の実施に関するものに限る。）。					○

を

」

「

25 区役所の職員の職務に専念す					○
------------------	--	--	--	--	---

る義務の免除に関すること（人間ドックの受診及び献血の実施に関するものに限る。）。					に
--	--	--	--	--	---

改める。

別表第2 個別専決事項3 区役所個別専決事項蒲原支所に関する事項の表中

1 庁内の取締りに関すること。				○	を
2 愛玩のための鳥獣飼養登録に関すること。				○	

1 庁内の取締りに関すること。				○	に
-----------------	--	--	--	---	---

改める。

別表第3 中

駿河税務センター所長	駿河税務センター	を
静岡斎場長	静岡斎場	
清水斎場長	清水斎場	
庵原斎場長	庵原斎場	

駿河税務センター所長	駿河税務センター	に、
------------	----------	----

芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館	を
----------	---------	---

「

芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館
静岡斎場長	静岡斎場
清水斎場長	清水斎場
庵原斎場長	庵原斎場

に、

」

「

井川診療所長	井川診療所
東部保健福祉センター所長	東部保健福祉センター
北部保健福祉センター所長	北部保健福祉センター
藁科保健福祉センター所長	藁科保健福祉センター
大里保健福祉センター所長	大里保健福祉センター
長田保健福祉センター所長	長田保健福祉センター
蒲原保健福祉センター所長	蒲原保健福祉センター

を

」

「

井川診療所長	井川診療所
--------	-------

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第65号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「の期間」の次に「(次項各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が、条例第16条の2第1項に定める支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間とする。次項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 条例第16条の2第2項の規定による地域手当の額は、島田市等の区域以外の区域に引き続き6月を超えて在勤していた職員が受ける給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額とする。

- (1) 島田市等の区域に在勤することとなった日（以下「異動日」という。）から同日以後1年を経過する日までの期間 条例第16条第2項に定める支給割合
- (2) 異動日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 条例第16条第2項に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 異動日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 条例第16条第2項に定める支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第7条第6項中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）第22条に規定する」を「焼津市、藤枝市、富士市、島田市、牧之原市、富士宮市並びに榛原郡吉田町及び川根本町の」に改める。

第13条第2項第10号中「、及び斎場井川分場において施設の管理等に従事したとき」を削る。  
様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市職員の給与に関する条例施行規則第6条の2第2項の規定は、この規則の施行の日以後新たに静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）第16条の2第2項の適用を受けることとなった職員について適用し、同日前から引き続き同項の適用を受けている職員については、なお従前の例による。

静岡市規則第66号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第5号中「第18条」を「第19条」に改め、同項中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 勤務時間条例第17条第1項に規定する子育て支援時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間別表第1中「、認知症疾患医療センター長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第67号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第7項」を「第18条第10項」に改める。

第3条第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第18条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「こと」の次に「若しくは第16条の4に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第8条第1項第1号中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改める。

第9条の表中

「

60キロメートル以上	29,900円	を
------------	---------	---

」

「

60キロメートル以上65キロメートル未満	29,900円	に
65キロメートル以上70キロメートル未満	31,600円	
70キロメートル以上75キロメートル未満	33,200円	
75キロメートル以上80キロメートル未満	34,600円	
80キロメートル以上85キロメートル未満	35,900円	
85キロメートル以上90キロメートル未満	37,300円	
90キロメートル以上95キロメートル未満	38,600円	
95キロメートル以上100キロメートル未満	39,900円	

」

100キロメートル以上	41,100円
-------------	---------

」

改める。

第11条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第15条第3項中「第16条の4第4項」を「第16条の7第4項」に改める。

第16条の3第1項第2号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同条第2項第2号ア中「当該事由の発生等」を「前項第1号に規定する事由の発生」に改め、「直前の住居」の次に「又は同項第2号に規定する配偶者の住居」を加える。

第16条の4第4項中「第18条第6項」を「第18条第7項」に、「)及び」を「)、」に改め、「額)」の次に「及び条例第18条第5項第1号に定める額」を加え、同条を第16条の7とする。

第16条の3の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第16条の4 条例第18条第5項の市規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第16条の5 条例第18条第5項の市規則で定める職員は、第11条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第16条の6 条例第18条第5項第1号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額（ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が21回に満たない者にあつては、その額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に1箇月の通勤所要回数に乗じて得た額）

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が21回に満たない者にあつては、その額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に1箇月の通勤所要回数に乗じて得た額）

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号ア及びイに定める額を合計した額

第17条の2第1項中「第18条第7項」を「第18条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第18条第7項」を「第18条第8項」に改める。

第17条の3第1項中「第18条第8項」を「第18条第9項」に改める。

別記様式その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第18号）による改正後の静岡市職員の給与に関する条例第18条第5項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の静岡市職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

静岡市規則第68号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年静岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号の表中

「

60キロメートル以上	29,900円
------------	---------

を

」

「

60キロメートル以上65キロメートル未満	29,900円
65キロメートル以上70キロメートル未満	31,600円
70キロメートル以上75キロメートル未満	33,200円
75キロメートル以上80キロメートル未満	34,600円
80キロメートル以上85キロメートル未満	35,900円
85キロメートル以上90キロメートル未満	37,300円
90キロメートル以上95キロメートル未満	38,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	39,900円
100キロメートル以上	41,100円

に

」

改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする職員の通勤費用弁償の額等は、常勤職員の例による。

第6条に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする職員の通勤費用弁償の額等は、常勤職員の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第69号

静岡市財産管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市財産管理規則の一部を改正する規則

静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「静岡市消防長事務専決規程（平成15年静岡市消防本部訓令第246号）」を「静岡市消防局長事務専決規程（平成15年静岡市規則第246号）」に、「静岡市教育委員会事務専決規則」を「静岡市教育委員会事務局事務専決規則」に、「静岡市選挙管理委員会規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第1号）」を「静岡市選挙管理委員会規程（平成17年静岡市選挙管理委員会告示第18号）」に改める。

第4条第1項中「財政局財政部長」を「総合政策局次長及び財政局財政部長（以下「財政部長」という。）（以下これらを「財産統括者」という。）」に、「財産」を「その所掌する財産（総合政策局次長にあつては不動産を、財政部長にあつては不動産以外の財産をいう。以下「所掌財産」という。）」に改め、同条第2項中「財政部長」を「財産統括者」に改める。

第5条第1項中「財政部長」を「当該行政財産を所掌財産とする財産統括者」に改め、同条第2項中「財政局財政部管財課長（以下「管財課長」という。）」を「主管課長（総合政策局次長の所掌財産にあつては総合政策局社会共有資産利活用推進課長（以下「社会共有資産利活用推進課長」という。）を、財政部長の所掌財産にあつては財政局財政部庁舎管理課長をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条中「管財課長」を「主管課長」に改める。

第11条中「管財課長」を「社会共有資産利活用推進課長」に改める。

第22条第2項中「管財課長」を「主管課長」に、「財政部長が当該普通財産の」を「当該普通財産を所掌財産とする財産統括者が」に改める。

第46条第2項を次のように改める。

2 公有財産台帳は、電子計算機を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成するものとする。

第46条第3項中「管財課長」を「主管課長」に改める。

第49条及び第51条中「財政部長」を「財産統括者」に改める。

第52条第2項を削る。

第57条第1項中「第2章」を「前章」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市規則第70号

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第115号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,380円」を「1,410円」に、「380円」を「410円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第71号

静岡ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

静岡ヘリポート条例施行規則（平成15年静岡市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第20条」を「第21条」に、「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条第1号中「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条第2号中「様式第15号」を「様式第19号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に、「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第14条」を「第15条」に、「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第12条第1項前段」を「第13条第1項前段」に、「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「第12条第1項後段」を「第13条第1項後段」に、「様式第5号」を「様式第9号」に、「様式第7号」を「様式第11号」に、「様式第6号」を「様式第10号」に、「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（構内営業の許可の申請等）

第4条 条例第12条第1項前段に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業を営む者が当該事業に係る営業を行おうとする場合とする。

- （1）航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けて行う航空運送事業又は航空機使用事業
- （2）航空法第133条第1項の届出をして行う航空運送代理店業
- （3）道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けて行う一般旅客自動車運

送事業

- 2 条例第12条第1項前段の規定による営業の許可の申請は、静岡ヘリポート構内営業許可申請書（様式第5号）を指定管理者に提出して行うものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡ヘリポート構内営業許可書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、条例第12条第1項後段の規定による許可を受けた事項の変更の申請及び許可書の交付について準用する。この場合において、第2項中「静岡ヘリポート構内営業許可申請書（様式第5号）」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可申請書（様式第7号）」と、前項中「静岡ヘリポート構内営業許可書（様式第6号）」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

様式第15号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第14号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第20条」を「第21条」に、「第10条の」を「第11条の」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第12号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第15条ただし書」を「第16条ただし書」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第14条」を「第15条」に、

「

減額・免除申請する理由	
-------------	--

を

」

「

減額・免除申請する事由 (○で囲む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国又は地方公共団体が公用のため利用するとき</li> <li>2 離陸後天候不良等のやむを得ない事情により再度着陸のため利用したとき</li> <li>3 やむを得ない事情により不時着のため利用したとき</li> <li>4 その他 ( )</li> </ul>
------------------------	--

に

」

改め、同様式を様式第13号とする。

様式第8号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、

「

添付書類	1 位置図	2 配置図	3 平面図
	4 立面図	5 断面図	6 求積図
	7 仕様書	8 その他 (            )	
その他			

受付印
-----

を

」

「

添付書類	1 配置図	2 平面図	3 立面図
	4 断面図	5 求積図	6 仕様書
	7 その他 (            )		
その他			

受付印
-----

に

」

改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「第4条関係」を「第5条関係」に、

「

利用面積  平方メートル	左のうち、工作物の設置面積  平方メートル
--------------------	-----------------------------

を

」

「

利用面積  平方メートル	左のうち、 工作物の 設置面積  平方メートル	平方メートル
--------------------	-------------------------------------	--------

に

」

改め、同様式を様式第10号とする。

様式第5号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、

「

利 用 面 積  平方メートル	左のうち、工作物の設置面積  平方メートル
-----------------------	-----------------------------

を

」

「

利 用 面 積	平方メートル	左のうち、 工作物の 設置面積	平方メートル
---------	--------	-----------------------	--------

に、

」

「

添 付 書 類	1 位置図 2 配置図 3 平面図 4 立面図 5 断面図 6 求積図 7 仕様書 8 その他 ( )	受付印
そ の 他		

を

」

「

添 付 書 類	1 配置図 2 平面図 3 立面図 4 断面図 5 求積図 6 仕様書 7 暴力団排除に関する誓約書兼同意書 8 その他 ( )	受付印
そ の 他		

に

」

改め、同様式を様式第9号とし、様式第4号の次に次の4様式を加える。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡ヘリポート条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡ヘリポート条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第72号

静岡市都市公園条例施行規則及び静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市都市公園条例施行規則及び静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部を改正する規則

(静岡市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市都市公園条例施行規則(平成15年静岡市規則第219号)の一部を次のように改正する。

様式第23号その1中

「

備 考		領収日付印	を

」

「

備 考		に
-----	--	---

」

改め、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

様式第23号その6を次のように改める。

【様式は掲載省略】

(静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

許 可 条 件		領収日付印	を

」

「

許 可 条 件		に
---------	--	---

」

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）本書をもって領収書に代えます。

様式第4号中

「

許 可 条 件		領収日付印	を

」

「

許 可 条 件		に
---------	--	---

」

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）本書をもって領収書に代えます。

様式第6号中

「

許 可 条 件		領収日付印

を

」

「

許 可 条 件	
---------	--

に

」

改め、同様式（注）中2を削り、3を2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第73号

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項及び第3項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 所長は、法第12条第3項の措置を解除したときは、児童虐待を行った疑いがある児童の保護者に面会・通信制限解除決定通知書により通知するものとする。

「

様式第10号及び様式第12号中

同条第1項第1号に規定する児童との面会  
同条第1項第2号に規定する児童との通信

を

」

同条第1項第1号に規定する児童との面会

同条第1項第1号に規定する児童との通信

に改める。

同条第3項に規定する児童との

同条第3項に規定する児童との

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第74号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (14) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

第13条第1項中「公金総括店に」を「公金総括店又は公金総括店以外の確実な金融機関に」に改め、同項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、会計管理者は、預金以外の最も確実かつ有利な方法により現金を保管することができる。

第41条及び第42条中「第3節」を「次節」に改める。

第63条第1項中「手形交換所」を「電子交換所」に改め、同条第2項中「様式第17号）」の次に「又は口座振込依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下これらを「口座振込依頼書等」という。）」を、「交付し」の次に「、又は送信し」を加え、同条第3項中「様式第18号）」の次に「又は口座振込済報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下これらを「口座振込済報告書等」という。）」を加え、「口座振替案内書（様式第19号）」を「名義人、振替日、振替口座、振替金額その他の必要な事項を文書の送付、インターネットを利用する方法その他の方法」に改め、同条第4項中「口座振込済報告書」を「口座振込済報告書等」に改める。

第64条中「口座振込依頼書」を「口座振込依頼書等」に改める。

第75条に次の1号を加える。

- (26) 自動振替により支払をする経費

第84条第1号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第2号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第111条中「口座振込依頼書の交付」を「口座振込依頼書等の交付又は送信」に、「口座振込済報告書」を「口座振込済報告書等」に改める。

第117条中「様式第35号)」の次に「(預金移替通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を、「様式第36号)」の次に「(預金振替通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を、「交付」の次に「又は送信」を加える。

第121条第2項中「、こども未来局（こども若者応援課（事務専決規則第5条第4項の規定により担当課長が専決するものに限る。）を除く。）」を削り、「商工部の」を「商工部」に、「農地利用課、」を「農地利用課及び」に、「都市計画部の」を「都市計画部」に改める。

別表第1中

「

総務局市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
財政局財政部管財課	課長	所管に係る諸収入の収納及び入札業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

を

」

「

総務局東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
総合政策局社会共有資産利活用推進課	課長	所管に係る諸収入の収納及び入札業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
財政局財政部庁舎管理課	課長	所管に係る諸収入の収納及び入札業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

に、

」

「

市民局市民自治推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
市民局生涯学習推進課	課長	生涯学習交流館使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
市民局生活安全安心課	課長	計量関係手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員

市民局戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、斎場使用料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、埋火葬許可に係る証明書交付手数料及び市営墓地管理料の収納	所属職員
観光交流文化局観光政策課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員
観光交流文化局文化政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光交流文化局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光交流文化局スポーツ振興課	課長	コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

観光文化・市民局観光国際課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員
観光文化・市民局文化政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光文化・市民局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光文化・市民局スポーツ振興課	課長	コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比	所属職員

		体育館使用料、蒲原体育館使用料及び所管に係る諸収入の収納	
観光文化・市民局 市民自治推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光文化・市民局 生涯学習推進課	課長	生涯学習交流館使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光文化・市民局 生活安全安心課	課長	計量関係手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光文化・市民局 戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、斎場使用料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、埋火葬許可に係る証明書交付手数料及び市営墓地管理料の収納	所属職員

に、

環境局環境共生課	課長	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料の収納	所属職員
環境局中山間地振興課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

環境局中山間地振興課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------	----	-------------	------

に、

「

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課	課長	井川診療所における診療収入、自動車使用料、文書手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金、後期高齢者医療保険料、生活保護費徴収金、生活保護費返戻金及び生活保護費戻入金並びにこれらに係る督促手数料の収納、所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

を

」

「

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-------------------	----	-------------------------------	------

保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課	課長	井川診療所における診療収入、自動車使用料、文書手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権滞納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る督促手数料の収納、所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

に、

「

消防局消防部予防課	課長	危険物取扱関係手数料、火薬類製造許可等申請手数料、高圧ガス製造許可等申請手数料、液化石油ガス販売事業者登録等申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	所属職員
消防局消防部予防課	消防局長の指定する職員	危険物取扱関係手数料、煙火消費許可申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	所属職員

を

「

消防局消防部予防課	課長	危険物取扱関係手数料、火薬類製造許可等申請手数料、高圧ガス製造許可等申	所属職員
-----------	----	-------------------------------------	------

		請手数料、液化石油ガス販売事業者登録等申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）関係手数料の収納		に
消防局消防部予防課	消防局長の指定する職員	危険物取扱関係手数料、煙火消費許可申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	所属職員	

改める。

別表第2中

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料、鳥獣飼養登録手数料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料（清水区役所に限る。）、墓地使用許可証明交付手数料（清水区役所に限る。）及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
各区役所戸籍住民課	課長	戸籍等手数料、各種証明閲覧手数料、自動車臨時運行許可手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料、蒲原体育館使用料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料（清水区役所に限る。）、墓地使用許可証明交付手数料（清水区役所に限る。）及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
各区役所戸籍住民課	課長	戸籍等手数料、各種証明閲覧手数料、自動車臨時運行許可手数料、斎場使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

に、

葵区役所井川支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料及び霊柩自動車使用料の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
駿河区役所長田支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料及び霊柩自動車使用料の収納	所属職員
清水区役所蒲原支所	支所長	鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員

を

「

葵区役所井川支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料及び斎場使用料の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
駿河区役所長田支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料及び斎場使用料の収納	所属職員
清水区役所蒲原支所	支所長	コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料、蒲原体育館使用料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員

に

」

改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号 削除

様式第32号に備考として次のように加える。

備考

静岡市公営企業管理者が収入する場合は、「静岡市長」を「静岡市公営企業管理者」に替えること。

様式第35号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第75号

静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校給食費の管理に関する規則（令和7年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 市長は、次に掲げる者の学校給食費等の額について前3項の規定により難しいときは、前3項の規定にかかわらず、別に学校給食費等の額を定めることができる。

- (1) 食物アレルギーその他やむを得ない理由により学校給食の内容に配慮を必要する者
- (2) 転入又は転出により年度の途中から学校給食を受け、又は受けないこととなる者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助として学校給食費の支給を受けている者
- (4) 法第12条第2項の規定による学校給食費の全部又は一部の補助を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

別表第1中「280円」を「0円」に、「354円」を「357円」に、「412円」を「423円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の静岡市学校給食費の管理に関する規則第4条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に提供される学校給食に係る学校給食費等について適用し、同日前に提供される学校給食に係る学校給食費等については、なお従前の例による。

静岡市規則第76号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削る。

第17条第4号中「軽自動車税種別割納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改め、同条第5号中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同条第6号中「軽自動車税種別割減免承認（不承認）通知書」を「軽自動車税減免承認（不承認）通知書」に改め、同条第7号中「軽自動車税種別割減免理由消滅申告書」を「軽自動車税減免理由消滅申告書」に改める。

附則中第11項を削る。

様式第50号（その1）中

「

軽自動車税種別割 (継続検査用を除く。)	[ 年度 ]	通
車両番号 [ 静岡 ]		

を

」

「

軽自動車税 (継続検査用を除く。)	[ 年度 ]	通
車両番号 [ 静岡 ]		

に

」

改める。

様式第50号（その17）中「軽自動車税種別割（継続検査用）納税証明申請書」を「軽自動車税（継続検査用）納税証明申請書」に改める。

様式第50号（その18）中「軽自動車税種別割納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に改める。

様式第50号（その19）中「軽自動車税種別割納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改め、「の種別割」を削る。

様式第128号（その1）（表）中「軽自動車税種別割納付書兼領収済通知書」を「軽自動車税納付書兼領収済通知書」に、「軽自動車税種別割納付書控」を「軽自動車税納付書控」に、「軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税納税通知書兼領収証書」に改める。

様式第128号（その2）中「軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税納税通知書兼領収証書」に改める。

様式第129号（その1）中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、「の種別割」を削り、同様式（注）1中「の種別割」を削る。

様式第129号（その2）中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、  
「  
静岡市税条例第95条第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の種別割の減免を申請します。  
」

「  
静岡市税条例第95条第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の減免を申請します。  
なお、本申請に係る車両以外に、自動車税又は軽自動車税について身体障害者等に対する減免を受けている車両はありません。  
」

「  

用途・使用目的	通院等	・ 生業	・ その他（ ）
自動車税の種別割の身体障害者等減免を受けている。		受けている・受けていない	

  
」

「  

用途・使用目的	通院等	・ 生業	・ その他（ ）
---------	-----	------	----------

  
」

改め、同様式（注）1中「の種別割」を削る。  
様式第130号中「軽自動車税種別割減免承認（不承認）通知書」を「軽自動車税減免承認（不承認）通知書」に改め、「の種別割」を削る。  
様式第131号中「軽自動車税種別割減免理由消滅申告書」を「軽自動車税減免理由消滅申告書」に、「軽自動車税種別割額」を「軽自動車税額」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

# 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

各任命権者共通	局長 局次長 部長 担当局次長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事
---------	---------------------------------------

を

」

「

各任命権者共通	局長 局次長 部長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事
---------	---------------------------------

に、

」

「

市長部局	危機管理監 統括監
総務局	市長公室
	市長公室長
	秘書課
	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
	東京事務所
	東京事務所長
	総務課
	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査

を

		(企画に関する事務を担当する者に限る。) 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。) 組織管理係長 行財政改革推進係長
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
	職員厚生課	課長補佐 係長
総合政策局	企画課	課長補佐 政策企画・総務係長

市長部局		危機管理監 統括監 局理事
総務局	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。) 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。) 組織管理係長 行財政改革推進係長
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長
	秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
	職員厚生課	課長補佐 係長
	東京事務所	東京事務所長

に、

総合政策局	総合政策課	課長補佐 政策企画第1・総務係長
-------	-------	------------------

」

「

	管財課	課長補佐 庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 庁舎管理係長
--	-----	--

を

」

「

	庁舎管理課	課長補佐 庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 庁舎管理係長
--	-------	--

に、

」

「

市民局	戸籍管理課	課長補佐
	斎場	場長
	井川支所	井川支所長
観光交流文化局		観光政策監
	文化政策課	課長補佐
	芹沢銈介美術館	館長
	歴史文化課	課長補佐
	三保松原文化創造センター	所長
	登呂博物館	館長

を

」

「

観光文化・市民局		市民生活統括監 観光政策監			
文化政策課		課長補佐			
<table border="1"> <tr> <td>芹沢銈介美術館</td> <td>館長</td> </tr> </table>		芹沢銈介美術館	館長		
芹沢銈介美術館	館長				
歴史文化課		課長補佐			
<table border="1"> <tr> <td>三保松原文化創造センター</td> <td>所長</td> </tr> </table>		三保松原文化創造センター	所長		
三保松原文化創造センター	所長				
<table border="1"> <tr> <td>登呂博物館</td> <td>館長</td> </tr> </table>		登呂博物館	館長		
登呂博物館	館長				
戸籍管理課		課長補佐			
<table border="1"> <tr> <td>斎場</td> <td>場長</td> </tr> </table>		斎場	場長		
斎場	場長				

に、

」

「

環境局	環境政策監
環境共生課	課長補佐
自然の家	所長
環境保健研究所	環境保健研究所長
収集業務課	課長補佐
収集センター	所長
廃棄物処理課	課長補佐
清掃工場	場長
衛生センター	所長

を

」

「

環境局	環境政策監
収集業務課	課長補佐
収集センター	所長
廃棄物処理課	課長補佐
清掃工場	場長
衛生センター	所長
環境保健研究所	環境保健研究所長
井川支所	井川支所長

に、

」

「

清水病院	病院長 病院参与 副病院長 診療部
------	-------------------

		長 事務局長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院技監 看護部各科 の科長 薬剤科長 医療技術部各科の 科長 技監 副技監 看護師長	を
	教育研修・病院事業管理室	教育研修・病院事業管理室長	
	医療安全管理室	医療安全管理室長 副室長	
	感染防止対策室	感染防止対策室長	
	治験・臨床研究管理室	治験・臨床研究管理室長 副室長	
	病院経営企画課	課長補佐 経営企画係長 経理係長 職員係長	

「

清水病院	病院長 病院参与 副病院長 診療部 長 事務局長 事務局次長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院技監 看護部各科の科長 薬剤科長 医療 技術部各科の科長 技監 副技監 看 護師長 次長補佐 総務経理係長 職 員係長	に、	
	教育研修・病院事業管理室		教育研修・病院事業管理室長
	医療安全管理室		医療安全管理室長 副室長
	感染防止対策室		感染防止対策室長
	治験・臨床研究管理室		治験・臨床研究管理室長 副室長

「

区役所	区長 副区長
-----	--------

	健康支援課	課長補佐	を
	東部保健福祉センター	所長	
	北部保健福祉センター	所長	
	藁科保健福祉センター	所長	
	大里保健福祉センター	所長	
	長田保健福祉センター	所長	
	蒲原保健福祉センター	所長	
	井川支所	支所長	

「

区役所	区長 副区長	に
井川支所	支所長	

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の退職管理に関する規則（平成28年静岡市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第14条第1号中「統括監」の次に「、局理事」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第3号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表等級別基準職務表2級の項中「しずおか教師塾指導教官」を「教職事業指導教官」に改める。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表中「小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する者に限る」を「この表の他の項に属するものを除く」に、「こども園に勤務する」を「こども園に勤務する食品衛生責任者の任にある者及び食品衛生責任者が不在時にその任に当たる」に改め、「業務員（自然の家に勤務する者に限る。）」を削り、「保育料滞納整理事務員及び下水道接続推進員」を「及び保育料滞納整理事務員」に、「子ども若者相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）」を「子ども若者相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）、教育相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）」に改め、「水道未普及地域普及支援員」を削り、「子ども若者相談支援員（ひきこもりに係る事務を担当する者に限る。）」を「子ども若者相談支援員（精神・心理）」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「子ども若者相談支援員（教育担当者）」を「教育相談支援員（教育担当者）」に改め、「及び霊柩自動車運転手」を削り、「しずおか教師塾指導教官」を「教職事業指導教官」に改める。

別表第3（4）医療職給料表（3）号給基準表中「保険福祉センター」を「健康相談」に改める。

## 附 則

この規則は令和8年4月1日施行する。ただし、別表第3（4）医療職給料表（3）号給基準表の改正規定は、令和8年5月7日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

## 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表4級の項中「、こども家庭センター」を削り、「所長、」の次に「登呂博物館次長並びに」を加え、「並びに登呂博物館次長」を削り、同表5級の項中「、こども家庭センター」を削り、「次長、」の次に「芹沢銈介美術館長及び」を加え、「及び芹沢銈介美術館長」を削り、同表6級の項中「、井川支所長」を削り、「環境保健研究所長」の次に「、井川支所長」を、「保健所清水支所長」の次に「、清水病院事務局次長」を加え、「、水道事務所長、下水道事務所長」を削り、同表8級の項中「市長公室長及び」及び「担当局次長、」を削り、同表9級の項中「及び統括監」を「、統括監及び局理事」に改め、別表第1（2）医療職給料表（1）級別職務分類表2級の項中「並びに認知症疾患医療センター長」を削る。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第5（1）高等学校等教育職給料表初任給基準表備考以外の部分を次のように改める。

（1）高等学校等教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭、管理主事、指導主事及び社会教育主事	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給
助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	短大卒	1級15号給
	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

別表第7（1）高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表中

「

150	65	45	
151	65	46	
152	66	46	
153	66	47	

を

」

「

150	65		
151	65		
152	66		
153	66		

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第6号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条に次の2号を加える。

- (17) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- (18) 公益財団法人静岡市まちづくり公社

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第7号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

## 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「の宿泊料、旅費及び日当」を「に対し、静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第45号）の規定により支払われることとなる実費」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

## 静岡市教育委員会規則第3号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民局、観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条の表を次のように改める。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校等体育施設の利用に関する事。	観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長及びスポーツ振興課の職員
3 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
4 児童・生徒の教育相談に関する事。	
5 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
6 1から5までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第4号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

## 静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる事項等）

第4条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）法第47条の5第4項に規定する基本的な方針の実現に資する職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関することを除く。）。
- （2）対象学校の教育上の課題を踏まえた職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関することを除く。）。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	「第7章 寄宿舎（第58条—第60条）		「第7章 学校
目次中	第8章 学校事務の共同実施（第61条・第61条の2）	を	第8章 雑則
	第9章 雑則（第62条）	」	

事務の共同実施（第58条・第59条）  
（第60条）に改める。

第57条の2の表中

「

静岡市立大河内小学校	静岡市立大河内小中学校	を
静岡市立大河内中学校		
静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市立梅ヶ島小中学校	」
静岡市立梅ヶ島中学校		

「

静岡市立大河内小学校	静岡市立大河内小中学校	に、
静岡市立大河内中学校		

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校	を
静岡市立清水両河内中学校		

」

「

静岡市立清水両河内小学校 静岡市立清水両河内中学校	静岡市立両河内小中学校
静岡市立蒲原小学校 静岡市立蒲原中学校	静岡市立蒲原小中学校

に

」

改める。

第7章を削る。

第8章中第61条を第58条とする。

第61の2第1項の表中「、梅ヶ島小学校」及び「、梅ヶ島中学校」を削り、「蒲原東小学校、蒲原西小学校」を「蒲原小学校」に改め、「、由比北小学校」を削り、同条を第59条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第62条を第60条とし、同章を第8章とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第6号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	126	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	122	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

」

改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	126	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	122	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第7号

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

## 静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

管理区分	名称	位置	対象となる学校
1	井川教職員住宅	静岡市葵区井川1151番地の1	静岡市立井川小学校及び静岡市立井川中学校
2	大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地	静岡市立大川小学校及び静岡市立大川中学校
		静岡市葵区日向722番地の1	

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第8号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 条例第9条第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地学校等に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- (2) 新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第1号に係る部分に限る。)及びこの項(前号に係る部分に限る。)

の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額  
 第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を次のよう  
 に改正する。

別表中

「

小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	

を

」

「

小学校	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	3級
-----	-----------	-----------------	----

に、

」

「

中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	

を

」

「

中学校	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	3級
-----	-----------	-----------------	----

に

」

改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。



# 議会規則

## 静岡市議会規則第1号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月24日

静岡市議会議長 山根 田鶴子

## 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「議員派遣」を「議員の派遣」に、「第100条」を「第99条の2—第100条」に改める。

第9条第2項本文中「ときは、」の次に「会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項中「ついては、」を「ついては」に、「」とともに連署し」を「」が連署して」に改める。

第15条中「会期中は」の次に「、」を加える。

第17条中「ついては、」を「ついては」に、「」が連署し」を「」が連署して」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「議長の」及び「又は議会の承認」を削り、「承認を得て」を「許可を得て」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「異議があるとき」を「異議があるときは」に改める。

第43条第2項中「とき」を「ときは」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加え、「中間報告」を「中間報告を」に改める。

第45条中「とき」を「ときは」に改める。

第48条第2項中「限り」の次に「、」を加える。

第62条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第65条第1項中「とるとき」を「採るときは」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第66条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第69条中「第31条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第70条中「対して、異議」を「対して異議」に改め、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「決する」を「決める」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第72条第1項中「し、又は記録」を削る。

第73条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第75条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

「第11節 議員派遣」を「第11節 議員の派遣」に改める。

第78条の見出し中「議員派遣」を「議員の派遣」に改める。

第81条中「承認」を「許可」に改める。

第82条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第83条中「承認」を「許可」に改める。

第86条第1項中「議員は、辞職」を「議員が辞職しよう」と改める。

第89条を次のように改める。

(決定の通知)

第89条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第90条中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第92条中「、文書」を削る。

第96条中「会議において」を「会議で」に、「議会」を「、議会」に改める。

第6章中第100条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第99条の2 議会又は議長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において

同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨の議長が定める方式による表示をしないときは、この限りでない。
- 3 前2項の方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第73条、第80条第1項及び第82条第1項の規定による議員に対する配付にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われる通知であってこの規則の規定により連署が必要なものは、当該規定にかかわらず、第1項又は第2項の方法(議長が別に定める氏名又は名称を明らかにする措置を併せて行うものに限る。)により行うことができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第99条の3 この規則の規定（第28条第1項（第69条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市公共下水道の構造等の基準を定める条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正 方

静岡市公共下水道の構造等の基準を定める条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市公共下水道の構造等の基準を定める条例施行規程（平成24年上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条の4第5号」を「第5条の8第5号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市企業職員の給与の額、減額及び支給方法等に関する規程をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

静岡市企業職員の給与の額、減額及び支給方法等に関する規程

静岡市企業職員の給与の額、減額及び支給方法等に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡市企業職員（以下「職員」という。）に支給する給与の額、減額及び支給の方法その他企業職員の給与に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の額、減額及び支給の方法その他企業職員の給与に関する取扱い）

第2条 職員に支給する給与の額、減額及び支給の方法その他企業職員の給与に関する取扱いに関しては、別に定めるもののほか、市長の事務部局の給与の例による。この場合において、水道指導員の職務は労務職員の職務とみなす。

2 前項の場合において、水道事務所長及び下水道事務所長の職務の級は、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）別表第4（1）行政職給料表等級別基準職務表の6級とする。

3 第1項の場合において、下水道接続推進員の職務の級及び号給は静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）別表第1行政職給料表の1級16号とし、水道未普及地域普及支援員の職務の級及び号給は同表の1級20号とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和8年3月27日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項イ 支出に関する事項の表中

「

75	投資有価証券			○	
76	支出の命令			○	

を

」

「

75	支出の命令			○	
----	-------	--	--	---	--

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第8号

静岡市企業職員の初任給調整手当に関する規程をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

静岡市企業職員の初任給調整手当に関する規程

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）第4条の2の規定による初任給調整手当の支給の基準に関しては、市長の事務部局職員に支給される初任給調整手当の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第15号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和8年3月31日

静岡市公営企業管理者 遠藤 正方

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 出納員は、経営管理部上下水道経理課長（以下「上下水道経理課長」という。）及び経営管理部上下水道経理課経理第1係長（以下「経理第1係長」という。）をもって充てる。

第4条第2項、第3項及び第4項中「それぞれ経理第1係長又は経理第2係長」を「経理第1係長」に改め、同条第5項及び第6項中「それぞれ」を削る。

第56条第1項中「送金依頼書」を「送金（口座振替）依頼書」に改め、同条第3項中「資金受領書兼送金済報告書」を「送金（口座振替）済報告書」に改める。

第57条第1項中「口座振替依頼書（様式第18号）」を「送金（口座振替）依頼書」に改め、同条第3項中「資金受領書兼口座振替済報告書（様式第19号）」を「送金（口座振替）済報告書」に改める。

第59条の見出し中「送金依頼書」を「送金（口座振替）依頼書」に改め、同条中「送金依頼書又は口座振込依頼書」を「送金（口座振替）依頼書」に改める。

第101条中「、毎事業年度を四半期に分け」を削る。

第102条中「次のとおり」を「前事業年度の末日まで」に改め、「又は準備に期間を要するもの」を削る。

第204条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 固定資産の振替

別表第1下水道事業会計勘定科目表損益勘定(1)収益勘定の表中

「  

			用地買収事務収		を
--	--	--	---------	--	---

			入		
					」
「					
			用地買収事務収 入 雑工事収入		に
					」

改める。

様式第18号及び様式第19号を次のとおり改める。

【様式は掲載省略】

様式第29号を次のとおり改める。

【様式は掲載省略】

様式第36号、様式第37号及び様式第38号中「経営企画課長」を「上下水道経理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第3号

登呂博物館

芹沢銈介美術館

静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館に勤務する職員の週休日の特例に関する規程（平成26年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

第1条中「静岡市博物館条例」を「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例」に、「第2条」を「第1条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第4号

財政局  
駿河区役所  
清水区役所

静岡市警備員服務規程（平成15年静岡市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

第2条第1項中「財政局財政部管財課」を「財政局財政部庁舎管理課」に改める。

第4条第2項第3号中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第8号中「市営霊柩自動車の使用及び」を削り、「埋火葬」の次に「及び斎場の利用」を加える。

第5条中「財政局財政部管財課長（以下「管財課長」という。）」を「財政局財政部庁舎管理課長（以下「庁舎管理課長」という。）」に改める。

第6条中「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

各局

静岡市表彰審査委員会規程（平成16年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第2条第2項中「総務局市長公室長」を「総務局次長」に改める。

第5条中「総務局市長公室秘書課」を「総務局秘書課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

各局及び各区役所

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第16条第1項中「、市長公室長」を削り、同項第2号中「又は市長公室長」を削り、同項第4号及び第5号中「、市長公室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

各局及び各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第2条第3項中「担当局次長、」を削り、「(統括監)の次に「及び局理事」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第9号

各局及び各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第2条中「担当局次長、」を削り、「(統括監)の次に「及び局理事」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第10号

各局及び各区役所

静岡市経営会議規程（平成15年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第5条及び第8条中「総合政策局企画課」を「総合政策局総合政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第11号

各局及び各区役所

静岡市車両管理規程（平成15年静岡市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第4条中「財政局財政部管財課長」を「財政局財政部庁舎管理課長」に、「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

第5条中「財政局財政部管財課長」を「庁舎管理課長」に、「管財課長等」を「庁舎管理課長等」に改める。

第11条中「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

第13条第2項及び第3項並びに第14条中「管財課長等」を「庁舎管理課長等」に改める。

第16条、第17条、第19条及び第20条中「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

第21条中「管財課長等」を「庁舎管理課長等」に改める。

様式第4号の2（注）2及び様式第5号その2（注）1中「管財課」を「庁舎管理課」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「管財課長」を「庁舎管理課長」に改める。

様式第9号中「管財課」を「庁舎管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第12号

観光交流文化局

静岡市観光交流文化局歴史文化課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程（平成31年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

観光文化・市民局

題名を次のように改める。

静岡市観光文化・市民局歴史文化課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程

第1条中「静岡市観光交流文化局歴史文化課三保松原文化創造センター」を「静岡市観光文化・市民局歴史文化課三保松原文化創造センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第13号

環境局

静岡市環境局廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成26年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第1条中「施設環境保全係に属するものを除く。」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第14号

静岡市消防本部訓令第12号

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市教育委員会訓令第1号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市消防長 成澤央久

静岡市公営企業管理者  
遠藤正方

静岡市教育委員会  
教育長 中村百見

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大場知明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 青野志能生

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三宅衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 堀川仁

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員

深 澤 俊 昭

静岡市農業委員会

会長 鈴 木 茂 樹

静岡市議会議長 山 根 田鶴子

別表第9中

「

清水病院衛生委員会に係る事務	清水病院事務局病院経営企画課	を
----------------	----------------	---

」

「

清水病院衛生委員会に係る事務	清水病院事務局	に
----------------	---------	---

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第15号

静岡市上下水道局管理規程第10号

静岡市教育委員会訓令第2号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠藤 正 方

静岡市教育委員会

教育長 中村 百 見

第3条第2項中「総合政策局長」を「総合政策局社会共有資産利活用統括監」に、「市民局次長、観光交流文化局次長」を「観光文化・市民局次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第16号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第3号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠藤 正方

静岡市教育委員会

教育長 中村 百見

第4条第2項中「観光交流文化局長」を「観光文化・市民局長」に改める。

別表第2中

「

総合政策局部 会	総合政策局所属の 各課	総合政策局次長	総合政策局企画課
-------------	----------------	---------	----------

を

」

「

総合政策局部 会	総合政策局所属の 各課	総合政策局次長	総合政策局総合政策 課
-------------	----------------	---------	----------------

に、

」

市民局部会	市民局所属の各課 及び井川支所	市民局次長	市民局市民自治推進課	を
-------	--------------------	-------	------------	---

観光文化・市民局部会	観光文化・市民局所属の各課及び日本平動物園	観光文化・市民局次長	観光文化・市民局観光国際課	に、
------------	-----------------------	------------	---------------	----

観光交流文化局部会	観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園	観光交流文化局次長	観光交流文化局観光政策課	を
環境局部会	環境局所属の各課及び環境保健研究所	環境局次長	環境局GX推進課	
保健福祉長寿局健康福祉部会	保健福祉長寿局健康福祉部所属の各課、地域支え合い推進部所属の各課及び地域リハビリテーション推進センター	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	

環境局部会	環境局所属の各課、環境保健研究所及び井川支所	環境局次長	環境局GX推進課	に、
保健福祉長寿局健康福祉部	保健福祉長寿局健康福祉部所属の各	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	

会	課及び地域リハビリテーション推進センター並びに地域支え合い推進部所属の各課		
---	---------------------------------------	--	--

」

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局所属の各課	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課
---------------	---------------------	-----------------	-----------------------

を

」

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局
---------------	----------------	-----------------	----------------

に、

」

「

経済局商工部会	経済局商工部所属の各課、産業基盤強化本部及び中央卸売市場並びに経済局海洋政策部所属の各課	経済局次長	経済局商工部産業政策課
経済局農政部会	経済局農政部所属の各課、葵・駿河農業施設管理事務所及び農業委員会事務局	経済局農政部長	経済局農政部農業政策課

を

」

「

経済局商工部 会	経済局産業基盤強化本部、商工部所属の各課及び中央卸売市場並びに海洋政策部所属の各課	経済局次長	経済局商工部産業政策課
経済局農政部 会	経済局農政部所属の各課及び葵・駿河農業施設管理事務所並びに農業委員会事務局	経済局農政部長	経済局農政部農業政策課

に

」

改める。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第17号

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市教育委員会訓令第4号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠藤 正方

静岡市教育委員会

教育長 中村 百見

第3条第2項中「観光交流文化局長」を「観光文化・市民局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第18号

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市教育委員会訓令第5号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第30号、平成15年静岡市企業局管理規程第5号、平成15年静岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠藤 正 方

静岡市教育委員会

教育長 中村 百 見

第3条第2項中「観光交流文化局長」を「観光文化・市民局長」に改める。

第8条中「病院経営企画課」を削る。

別表中

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課長 保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課病院管理担当課長 保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長
---------------	-----------------	---

を

」

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局次長 保健福祉長寿局清水病院事務局病院管理担当課長 保健福祉長寿局清水病院事務局医事経営担当課長
---------------	-----------------	--

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市訓令第19号

静岡市消防本部訓令第13号

静岡市上下水道局管理規程第14号

静岡市教育委員会訓令第6号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程（令和2年静岡市訓令第9号、令和2年静岡市消防本部訓令第9号、令和2年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和2年静岡市教育委員会訓令第3号、令和2年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市人事委員会訓令第2号、令和2年静岡市監査委員訓令第2号、令和2年静岡市農業委員会訓令第2号、令和2年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市消防長 成澤央久

静岡市公営企業管理者  
遠藤正方

静岡市教育委員会  
教育長 中村百見

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大場知明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 青野志能生

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三宅衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 堀川仁

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員

深 澤 俊 昭

静岡市農業委員会

会長 鈴 木 茂 樹

静岡市議会議長 山 根 田鶴子

第7条第2項及び第3項中「総務局コンプライアンス推進課内部統制係長」を「総務局コンプライアンス推進課内部統制・審理係長」に改める。

別表中

- 「

総務局人事課長
---------

を」
- 「

総務局人事課長
総合政策局社会共有資産利活用推進課長

に、」
- 「

財政局財政部管財課長
------------

を」

「

財政局財政部庁舎管理課長

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

# 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第3号

消防局  
各消防署

静岡市消防航空隊規程(平成20年静岡市消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

静岡市消防長 成澤 央久

第2条第4号中「機長」の次に「及び副操縦士」を加え、同条第5号中「消防吏員」の次に「(機長及び副操縦士を除く。)」を加え、同条第6号中「乗組員」を「機長、副操縦士及び乗組員」に改める。

第4条第2項第4号を次のように改める。

(4) 静岡市消防局救急業務取扱規程(平成15年静岡市消防本部訓令第18号)第4条各号のいずれかに該当する者

第4条第2項第5号中「第6条第1項各号」を「別表第2の左欄に掲げる隊員」に改める。

第9条の見出しを「(運航責任者)」に改め、同条中「運航管理責任者」を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準(令和元年消防庁告示第4号。以下「運航基準」という。)」第5条第1項に規定する運航責任者(以下「運航責任者」という。)」に改める。

第9条の2第1項中「運航安全管理者」を「運航基準第5条第1項に規定する運航安全管理者(以下「運航安全管理者」という。)」に改め、同条第2項中「もの」の次に「(機長、副操縦士及び第19条第1項の活動指揮者を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(運航責任者等の搭乗制限)

第9条の3 運航責任者及び運航安全管理者は、航空隊の事務所においてその職務を行う。ただし、訓練、調査、視察その他隊長が特に必要があると認める場合は、航空機に搭乗することができる。

第18条の見出し中「乗組員」を「機長等」に改め、同条中「機長」の次に「、副操縦士」を加える。

第19条の見出しを「(航空消防活動指揮者)」に改め、同条第1項中「航空機に係る警防活動における指揮者」を「運航基準第8条第1項に規定する航空消防活動指揮者」に改める。

第20条の見出し中「機長」を「機長等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故があると

きは、機長に代わってその職務を行うものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第4号

消防局  
各消防署

静岡市消防局救助業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

静岡市消防長 成澤 央久

第4条第1号から第4号までの規定中「陸上において」を削る。

第5条第1号中「次条第1項第1号」を「別表第2」に改め、同条第2号中「次条第1項第2号」を「別表第2」に改め、同条第3号及び第4号中「次条第1項第3号」を「別表第2」に改め、同条第5号中「次条第1項第4号」を「別表第2」に改め、同条第6号中「次条第1項第5号」を「別表第2」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第5条、第6条関係」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第5号

消防局  
各消防署

静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程（平成24年静岡市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡市消防長 成澤 央久

別表第1中

「

安全帯	1個	35		2
-----	----	----	--	---

を

」

「

安全帯	1個	35		2
保護めがね（ゴーグル型）	1個	25		1
保護めがね（スペクトル型）	1個	10		2

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第6号

消防局

各消防署

静岡市火薬類取締事務処理規程（平成29年静岡市消防本部訓令第6号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成澤 央久

静岡市消防本部訓令第7号

消防局

各消防署

静岡市高圧ガス保安事務処理規程（平成30年静岡市消防本部訓令第10号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成澤 央久

静岡市消防本部訓令第8号

消防局

各消防署

静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務処理規程（平成30年静岡市消防本部訓令第11号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成 澤 央 久

静岡市消防本部訓令第9号

消防局  
各消防署

静岡市火災予防査察等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第14号）の一部を次のように改める。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成澤 央久

第1条中「液化石油ガス法」という。）の次に「、ガス事業法（昭和29年法律第51号）」を加え、「石油コンビナート法」を「石災法」に改める。

第2条第2号中「第83条第1項から第4項まで又は石油コンビナート法」を「第83条第1項、第3項及び第4項、ガス事業法第172条第1項又は石災法」に改め、「液化石油ガス関係施設等」の次に「、ガス用品販売事業所等」を加え、「石油コンビナート法第2条第6号の特定事業所（以下「特定事業所」という。）」を「特定事業所」に改め、同条第4号中「静岡市火災予防違反処理規程」を「静岡市火災予防等違反処理規程」に改め、同条第5号中「又は石油コンビナート法」を「、ガス事業法又は石災法」に改め、同条第6号中「液化石油ガス関係施設等」の次に「、ガス用品販売事業所等」を加え、同条第14号中「製造、輸入若しくは」を削り、同条第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 特定事業所 石災法第2条第6号に規定する第1種事業所及び第2種事業所をいう。

第2条第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) ガス用品販売事業所等 ガス事業法第137条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者をいう。

第13条に次の4項を加える。

4 消防長は、立入検査において石災法第2章に基づく事項に関する不備事項を覚知した場合は、消防庁特殊災害室へ連絡する。

5 消防長は、液化石油ガス法第82条第1項に基づく報告の徴収において法令に違反する事実その他災害発生につながるおそれのある重大な事実があると認めた場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第141条第2項に規定する報告徴収実施報告書を経済産業局長又は産業保安監督部長へ提出する。

6 消防長は、液化石油ガス法第83条第1項に基づく立入検査において法令に違反する事実その他災害発生につながるおそれのある重大な事実があると認めた場合は、液化石油ガス法施行規則第142条第2項に規定する立入検査等実施報告書を経済産業局長又は産業保安監督部長へ提出する。

7 消防長は、ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査において法令に違反する事実があると認めた場合は、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第216条第2項に規定する報告書を経済産業局長を経由して経済産業大臣へ提出する。

第19条第1項中「石油コンビナート法」を「石災法」に改め、同条第3項中「又は防火避難施設等」を「、防火避難施設等又は特定防災施設」に、「火災発生時」の次に「又は異常現象発生時」を加える。

第20条第1項に次の1号を加える。

(4) 特定事業所に対する防災資機材等の配備の状況、防災管理者、副防災管理者の代行者の指定状況、防災要員の常駐の状況等の検査

第21条に次の1号を加える。

(6) 高圧ガス法第62条第1項、液化石油ガス法第83条第1項及びガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の場合は、静岡市消防手帳規則（平成15年静岡市規則第251号）第3条に規定する証票及び証明書を関係者に提示すること。

第23条中「及び液化石油ガス関係施設等」を「、液化石油ガス関係施設等及び特定事業所」に改める。

第36条第2項中「並びに石油コンビナート法第39条」を「ガス事業法第171条第1項」に改める。

第37条第1項中「第18条」を「第25条」に改める。

別記第1の1（7）を次のように改める。

(7) 危険物の品名、数量又は指定数量（石油の貯蔵・取扱量、石油以外の危険物貯蔵・取扱量）、高圧ガスの処理量及び毒劇物の取扱量等の倍数に係る変更状況の確認

別記第1の1中（11）を（14）とし、（8）から（10）までを（11）から（13）までとし、（7）の次に次のように加える。

(8) 特定防災施設等の位置及び構造に係る変更工事の経過の確認

(9) 防災規程等の自主保安体制の確認

(10) 過去の異常現象の発生状況の確認

別記第2第1中11を12とし、10の次に次のように加える。

11 特定防災施設等の定期点検記録（石災法第15条第3項）

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第10号

消防局  
各消防署

静岡市火災予防等違反処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改める。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成澤 央久

第1条中「液化石油ガス法」という。）の次に「、ガス事業法（昭和29年法律第51号）」を加え、「石油コンビナート法」を「石災法」に改める。

第2条第3号中「石油コンビナート法」を「石災法」に改める。

第3条第1号中「含む。）」の次に「並びにガス事業法」を加え、同条第2号中「石油コンビナート法」を「石災法」に改める。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、石災法に基づく命令は、静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則（平成22年静岡市規則第65号）によるものとする。

別表第1中「付属品」を「附属品」に改める。

別表第2を次のように改める。

処分内容	根拠条項
1 防火対象物の改修、除去等の命令	法第5条第1項
2 防火対象物の使用禁止等の命令	法第5条の2第1項
3 防火対象物における物品の除去等の命令	法第5条の3第1項
4 防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項
5 統括防火管理者が防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条の2第6項
6 危険物施設の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
7 予防規程の変更命令	法第14条の2第3項

8 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令	法第17条の4第1項
9 防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第4項
10 統括防災管理者が防災管理上行うべき業務についての措置命令	法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第6項
11 火薬類製造施設の修理等の命令	火取法第9条第3項
12 火薬類の貯蔵の技術上の基準への適合命令	火取法第11条第3項
13 火薬庫の構造等の技術上の基準への適合命令	火取法第14条第2項
14 危害予防規程の変更命令	火取法第28条第4項
15 安定度試験の実施命令	火取法第36条第2項
16 輸入された高圧ガス及びその容器の廃棄命令	高圧ガス法第22条第3項
17 危害予防規程の変更命令	高圧ガス法第26条第2項
18 危害予防規程の措置命令	高圧ガス法第26条第4項
19 保安教育計画の変更命令	高圧ガス法第27条第2項
20 書面の交付命令及び再交付命令	液化石油ガス法第14条第2項
21 保安業務の実施命令及び改善命令	液化石油ガス法第34条第3項
22 保安業務規程の変更命令	液化石油ガス法第35条第3項
23 貯蔵施設等の使用停止命令	液化石油ガス法第37条の7第1項
24 液化石油ガス器具等の提出命令	液化石油ガス法第83条の2第1項
25 防災規程の変更命令	石災法第18条第2項
26 特定事業所の施設の使用停止命令	石災法第18条第3項
27 共同防災規程の変更命令	石災法第19条第5項
28 特定事業者の措置命令及び使用停止命令	石災法第21条第1項及び第2項

様式第1号その3及び様式第1号の2その3中  
 「火薬類取締法  
 高压ガス保安法  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適  
 石油コンビナート等災害防止法

正化に関する法律  
 」  
 を 「火薬類取締法  
 高压ガス保安法  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に改め  
 ガス事業法  
 石油コンビナート等災害防止法  
 」  
 る。

様式第2号その3及び様式第2号の2その3中  
 「火薬類取締法  
 高压ガス保安法  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適  
 石油コンビナート等災害防止法

正化に関する法律  
 」  
 を 「火薬類取締法  
 高压ガス保安法」に改め  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」  
 る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第11号

消防局  
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市消防長 成澤 央久

第11条第1項の表中

「

吉田消防署	吉田指揮隊	吉田消防署及び牧之原消防署の管轄区域	を
-------	-------	--------------------	---

」

「

吉田消防署	吉田指揮隊	吉田消防署の管轄区域	に
牧之原消防署	牧之原指揮隊	牧之原消防署の管轄区域	

」

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

署所名		小隊名				
		指揮隊	消防隊	救助隊	はしご隊	救急隊
葵消防署 署		葵指揮隊 (葵指揮)	葵消防隊 (葵)	葵特別救 助隊(葵特 救)	葵はしご 隊(葵はし ご)	葵救急隊(葵 救急)
	平和出張 所		平和消防隊 (平和)			
	山崎出張 所		山崎消防隊 (山崎)			山崎救急隊 (山崎救急)
	南田町出 張所		南田町消防 隊(田町)	葵水槽隊 (葵水槽)		南田町救急 隊(田町救 急)

駿河消防署	駿河指揮隊 (駿河指揮)	駿河第1消防隊 (駿河1)	駿河水槽隊 (駿河水槽)	駿河特別高度救助隊 (駿河特別高)	駿河はしご隊 (駿河はしご)	駿河救急隊 (駿河救急)	
		駿河第2消防隊 (駿河2)	第2特殊災害対応隊 (特災2)	第1特殊災害対応隊 (特災1)			
				救助支援隊 (救助支援)			
	東豊田出張所		東豊田消防隊 (豊田)			東豊田はしご隊 (豊田はしご)	東豊田救急隊 (豊田救急)
	稲川出張所		稲川消防隊 (稲川)				稲川救急隊 (稲川救急)
	用宗出張所		用宗消防隊 (用宗)		用宗水難救助隊 (用宗水難)		用宗救急隊 (用宗救急)
	大谷出張所		大谷消防隊 (大谷)				
鎌田出張所		鎌田消防隊 (鎌田)				鎌田救急隊 (鎌田救急)	
千代田消防署	千代田指揮隊 (千代田指揮)	千代田消防隊 (千代田)		千代田特別救助隊 (千代田特救)	千代田はしご隊 (千代田はしご)	千代田救急隊 (千代田救急)	
		照明電源隊 (照明電源)	空気充填隊 (空気充填)				
	城東出張所		城東消防隊 (城東)				城東救急隊 (城東救急)
瀬名出張所		瀬名消防隊					

	所		(瀬名)				
	しずはた出張所		しずはた消防隊(しずはた)	千代田水槽(千代田水槽)	しずはた山岳救助隊(しずはた山岳)		しずはた救急隊(しずはた救急)
	井川出張所		井川消防隊(井川)				井川救急隊(井川救急)
清水消防署	清水出張所	清水指揮隊(清水指揮)	清水消防隊(清水)	清水水槽(清水水槽)	清水高度救助隊(清水高度)	清水はしご隊(清水はしご)	清水第1救急隊(清水救急1)
				重機搬送隊(重機搬送)			清水第2救急隊(清水救急2)
	高部出張所		高部消防隊(高部)				高部救急隊(高部救急)
	有度出張所		有度消防隊(有度)				
港北消防署	港北出張所	港北指揮隊(港北指揮)	港北消防隊(港北)	泡搬送隊(泡搬送)	港北特別救助隊(港北特救)	高所放水隊(高所放水)	港北救急隊(港北救急)
			大容量送水隊(大量送水)	大型化学隊(大型化学)			
			大型放水砲隊(放水砲)				
	庵原分署		庵原消防隊(庵原)	港北水槽隊(港北水槽)	庵原救助隊(庵原救助)		庵原救急隊(庵原救急)
	興津出張所		興津消防隊(興津)				
	小島出張所			小島消防隊(小島)			小島救急隊(小島救急)

日本平消防署	署		日本平第1消防隊(日本平1)	日本平第2消防隊(日本平2)	日本平水難救助隊(日本平水難)		日本平救急隊(日本平救急)
	三保出張所		三保消防隊(三保)				
島田消防署	署	島田指揮隊(島田指揮)	島田消防隊(島田)	島田水槽隊(島田水槽)	島田特別救助隊(島田特救)	島田はしご隊(島田はしご)	島田救急隊(島田救急)
	六合出張所		六合消防隊(六合)				六合救急隊(六合救急)
	初倉出張所		初倉消防隊(初倉)				初倉救急隊(初倉救急)
	金谷出張所		金谷消防隊(金谷)				金谷救急隊(金谷救急)
	川根南出張所		川根南消防隊(川根南)				川根南救急隊(川根南救急)
	川根北出張所		川根北消防隊(川根北)				川根北救急隊(川根北救急)
吉田消防署	署	吉田指揮隊(吉田指揮)	吉田消防隊(吉田)	吉田水槽隊(吉田水槽)	吉田特別救助隊(吉田特救)		吉田救急隊(吉田救急)
牧之原消防署	署	牧之原指揮隊(牧之原指揮)	牧之原消防隊(牧之原)	牧之原水槽隊(牧之原水槽)	牧之原特別救助隊(牧之原特救)		牧之原救急隊(牧之原救急)
	榛原出張所		榛原消防隊(榛原)				榛原救急隊(榛原救急)

	地頭方出張所		地頭方消防隊(地頭方)				地頭方救急隊(地頭方救急)
--	--------	--	-------------	--	--	--	---------------

備考 括弧内は、地上部隊の略称を示す。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第149号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

別表1 法第25条の5 第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「市民局男女共同参画・人権政策課」を「観光文化・市民局社会的包摂推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市告示第153号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

第5条第3項中「都市局都市計画部開発審査課長」を「都市局都市計画部土地政策課長」に改める。

第6条第3項第2号中「、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）及び静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）」を「及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に改め、同項第3号中「平成15年4月1日施行」を「平成15年静岡市告示第19号」に改める。

第8条中「都市局都市計画部開発審査課」を「都市局都市計画部土地政策課」に改める。

別表第1中

「  
市民局長  
観光交流文化局長  
環境局長  
」を

「  
観光文化・市民局長  
環境局長  
保健福祉長寿局長  
」に

改める。

別表第2中

「  
市民局次長  
観光交流文化局次長  
環境局次長  
」を

観光文化・市民局次長 環境局次長 保健福祉長寿局保健衛生医療部長	に
--	---

改める。

別表第3中

総合政策局企画課長 市民局生活安全安心課長 市民局戸籍管理課長 観光交流文化局歴史文化課長	を
--	---

総合政策局総合政策課長 観光文化・市民局生活安全安心課長 観光文化・市民局戸籍管理課長 観光文化・市民局歴史文化課長	に、
---	----

都市局都市計画部開発審査課長	を
----------------	---

都市局都市計画部土地政策課長	に、
----------------	----

上下水道局水道部水道建設・維持課長	を
-------------------	---

上下水道局水道部水道建設・維持課長	に
-------------------	---

上下水道局水道部中山間地水道課長

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

# 葵区告示

静岡市葵区告示第1号

静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程（平成17年静岡市葵区告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

静岡市葵区長 村 松 正 博

第2条の表中「都市局都市計画部開発審査課」を「都市局都市計画部土地政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 静岡市選挙管理委員会告示第6号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

様式第5号備考4（2）ア中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同（2）イ中「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改める。

様式第7号（その2）別紙備考1（1）中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同1（2）中「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 議会告示

## 静岡市議会告示第3号

静岡市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

静岡市議会議長 山根 田鶴子

## 静岡市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第99条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第99条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第99条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第99条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第99条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第99条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいず

れかの方法とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第99条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配付に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第99条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第99条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。)に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第99条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第99条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第99条の2及び第99条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第99条の2及び第99条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市議会告示第4号

静岡市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

静岡市議会議長 山根 田鶴子

## 静岡市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号。以下「委員会条例」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 委員会に対して通知を行う者又は委員長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議長の使用に係る電子計算機（委員会条例第75条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（委員会に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 委員会条例第75条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議長の使用に係る電子計算機と、委員会に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による委員会に対する通知）

第4条 委員会条例第75条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第8条第2号及び第9条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（委員会からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 委員会条例第75条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議長の使用に係る電子計算機と、委員会が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による委員会からの通知）

第6条 委員会は、委員会条例第75条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（委員会からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 委員会条例第75条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出  
(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 委員会条例第75条の2第5項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 委員会に対して通知を行い、又は委員会から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員長が認める場合
- (2) 委員会に対して行われ、又は委員会が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと委員長が認める場合  
(電磁的記録による作成等)

第9条 委員長又は議長は、委員会条例第75条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。  
(その他の通知等)

第10条 委員会条例に規定する通知、作成、保存等（委員会条例第75条の2及び第75条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、委員会条例第75条の2及び第75条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。  
(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 静岡市議会告示第5号

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年静岡市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

静岡市議会議長 山根 田鶴子

第3条第9号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者証番号等」に改め、同条第12号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第12号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。